

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 03 分
閉会時間 午後 4 時 47 分

日時 平成 25 年 11 月 11 日(月)

場所 第 3 委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹
副委員長 飯島 修
委員 高野 剛 武川 勉 浅川 力三 望月 勝
白壁 賢一 山田 一功 前島 茂松 清水 武則
渡辺 英機 山下 政樹 鈴木 幹夫 齋藤 公夫
早川 浩 木村富貴子 土橋 亨 小越 智子

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

知事政策局長 鷹野 勝己
知事政策局理事 市川 満 知事政策局次長 深澤 肇
知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 茂手木 正人
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 古屋 金正
政策参事 弦間 正仁
秘書課長 若林 一紀 富士山保全推進課長 泉 智徳

企画県民部長 岩波 輝明
企画県民部理事 小松 万知代 企画県民部次長 伏見 健
企画県民部次長 相原 繁博 企画課長 一瀬 文昭
北富士演習場対策課長 関岡 真 情報政策課長 清水 正
統計調査課長 浅沼 潔 県民生活・男女参画課長 小林 幸子
消費生活安全課長 古屋 久 生涯学習文化課長 斉藤 進
国民文化祭課長 樋川 昇

リニア交通局長 小野 浩
リニア交通局次長 佐藤 佳臣 リニア推進課長 岡 雄二
交通政策課長 廣瀬 久文

総務部長 前 健一
総務部防災危機管理監 佐野 芳彦 総務部理事 吉田 泉
総務部次長 望月 洋一 総務部次長(人事課長事務取扱) 吉原 美幸
職員厚生課長 渡邊 一男 財政課長 田中 俊郎 税務課長 鷹野 正則
管財課長 中澤 宏樹 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛
防災危機管理課長 前沢 喜直 消防保安室長 山下 宏

公営企業管理者 安藤 輝雄 企業局長 松谷 荘一

企業理事 西山 学 企業局次長 伊藤 好彦
企業局総務課長 渡辺 恭男 電気課長 仲山 弘

産業労働部長 矢島 孝雄
産業労働部理事 高根 明雄 産業労働部次長 小林 明
産業労働部次長(産業支援課長事務取扱) 平井 敏男
産業政策課長 石原 啓史 海外展開・成長分野推進室長 櫻井 順一
商業振興金融課長 立川 弘行 産業集積推進課長 依田 正樹
労政雇用課長 半田 昭仁 産業人材課長 遠藤 克也

観光部長 堀内 久雄
観光部理事 青嶋 洋和 観光部次長 赤池 隆広
観光企画・ブランド推進課長 塚原 稔 観光振興課長 仲田 道弘
観光資源課長 荒井 洋幸 国際交流課長 佐野 宏

労働委員会事務局長 市川 由美 労働委員会事務局次長 小俣 芳久

議会事務局次長(総務課長事務取扱) 大森 茂男

出納局次長(会計課長事務取扱) 石原 光広

議題 認第 1 号 平成 24 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第 2 号 平成 24 年度山梨県公営企業会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 総括審査は、決算状況の質疑とともに、意見がある場合はあわせて発言を願い、意見書の提出があった委員には、意見書記載の意見とあわせて発言を願った。審査の順序は、認第 1 号議案について午前 10 時 03 分から午前 12 時 03 分まで、知事政策局、企画県民部、リニア交通局、総務部関係、午後 3 時 18 分から午後 4 時 47 分まで(途中、午後 3 時 27 分から午後 3 時 29 分、午後 3 時 58 分から午後 4 時 00 分、午後 4 時 02 分から午後 4 時 03 分休憩をはさんだ)産業労働部、観光部、議会、労働委員会関係の総括審査を行った。認第 2 号議案については午後 1 時 34 分から午後 2 時 42 分まで企業局関係の総括審査を行った。

質 疑 知事政策局・企画県民部・リニア交通局・総務部関係

(指定管理者制度について)

高野委員 ここに書いてあるとおり、指定管理者制度について少し伺いたいと思います。決算でありますけど、この指定管理者制度の建前も含め、お聞きしたいと思うんですが、5 年例えば指定管理者制度をやっていますね。我々の任期が 4 年ですので、5 年という議決しない議員の任期もあり得る気がするんです。それで議決しない場合はどこでこの指定管理者の問題については審議していくのか、総括的な話で決算に直接ではないんですけど、その辺が少しわからないから教えてもらいたいです。

古屋知事政策局次長 指定管理者制度につきましては、公の施設の管理につきまして、効率的に管理運営を行ったり、民間事業者等の活力を活用して住民サービスの向上を図るということで指定管理を導入することとなりました。委員御指摘の 5 年ということであ

りますが、まず応募してくる方を確保するということが必要になりますが、指定管理者として蓄積したノウハウをある程度発揮していただくことや、人材を確保して事業を実施していただく、それから、施設を管理するための機器のリースというものが5年というものが多々ございますので、そういうようなことを考慮しまして少なくとも5年の期間は欲しいということで、多くの県が5年で設定しております。委員の皆様、また議員の皆様への報告ということになりますが、モニタリングということを毎年実施しておりまして、施設が適切に運営されているかとか、利用状況はどうかということにつきまして、毎年度、数字を公表しておりますので、そのような点で御意見をいただくことは可能かというふうに考えております。

高野委員 ホームページ等で公表しているから、そこを見てほしいということであれば、その部分の決算は抜きましようよ、指定管理から。少しそれは乱暴な意見だというふうに思うんですが。

古屋知事政策局次長 済みません、それぞれの決算自体はそれぞれの所管課で決算として提出されておりますので、そこで御論議いただくことは可能だというふうに考えております。

高野委員 決算ということですから、数字については認定されなくてもOKだという話もあるから、あまり決算自体に興味はないんだけど、ただ、せっかくこういう決算特別委員会という場を設けてやっているんですから、期間が5年がいいのか4年がいいのかということは、他県がこれをしているから本県もこれをします、他県はこれをしてないから本県もというふうな、曖昧な部分ではなくて、やっぱりもう少し考え直しをしてもらいたいなと、それだけ言って終わります。

(県庁内のIT各種システム関連の維持管理について)

浅川委員 提示してあります内容について簡単に的確に答えをしていただきたいと思います。県庁内のIT各種システム関連の維持管理についてお伺いいたします。県庁内で使用している各種システムの保守管理など、維持管理費は膨大な金額となると思うが、県庁全体の委託件数及び委託費総額についてはどのくらいでありますか。

清水情報政策課長 各種情報システムの維持管理についてでございますが、平成24年度の庁内各種システムの保守管理に係る委託件数は81件で、委託料の総額は約5億1,000万円となっております。なお、システムに係る維持管理経費といたしましては保守管理料以外にも機器のリース料などがございまして、それらも含めると96のシステムで総額では約11億1,000万円が維持管理に係る経費ということになります。

浅川委員 今後、この委託業務がさらに増加し、それに伴い維持管理費も増加することが見込まれると思いますが、いかがでしょうか。

清水情報政策課長 確におっしゃるようこれまで業務のシステム化ということをかなり進めてまいりまして、その結果、システムの数もかなりふえてきておりますので、それに係る委託料とか維持管理経費というのも増加することが見込まれております。
以上です。

浅川委員 システムの見直しとか、それから、統合や発注方法の検討なども行い維持管理費の縮減を図るなど、何らかの方法をとっているのですか。または、これからどうしているんですか。

清水情報政策課長 ただいまの維持管理経費への増加への対応策ということでございますが、維持管理に係る経費を抑制するための方策の 1 つとしましては、類似のシステムの統合ですとか、機器の統合といったことが有効でございます。このため、現在、情報システムの状況を把握するための調査を行っておりまして、この調査結果を踏まえまして、類似システムの統合ですとか、サーバーの統合など必要な方策を取りまとめまして、今年度中に情報システムの最適化計画というものを策定することとしております。また、発注の方法につきましても競争性を高めるために、調達の前に仕様書ですとか、契約方法等を情報政策課で確認するなど、より一層効率的な調達ができる方策につきまして、あわせて検討を行っているところでございます。

浅川委員 こことは少し違うと思いますが、実は中央病院でカルテに関するオーダリングシステムのときに、5 年間ぐらいで膨大な見直しをしたこともありますので、今後、自分たち独自で職員を養成したり、改革を図っていく必要があると思います。特に、委託でなく、できるだけ職員の養成をしていくことが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

清水情報政策課長 ただいまの情報システムに精通した職員の養成についての御意見でございますけれども、情報システムに関連する業務を行うに当たりましては、やはり専門的知識と技術の習得ということが不可欠でございます。このため情報政策課の職員に対しましては、平素から経験や担当業務に応じましてスキル習得ですとか、キャリア向上に向けた研修を実施するとともに、システム及びネットワークの運用管理、システムの調達管理、情報セキュリティー等に関するより専門的な研修を実施するなど、業務において必要な知識、技術の習得を図っているところでございます。今後とも最新の技術に対応できるよう、情報システムに精通した職員の養成に努めてまいるようにしていきます。

浅川委員 委託料というんですか、委託費というんですか、これを極力抑えるためには職員の養成が大変肝要だと思いますが、この辺の比率については今後どのように進めていくのか、そこだけ最後 1 点お聞きして終わります。

清水情報政策課長 先ほど申し上げましたように、現在、類似のシステムの統合ですとか、機器の統合といったようなことにつきまして検討しているところでございまして、経費の縮減目標といたしましては委託料等の金額を、10%以上削減したいというふうに考えております。

(各部局による不用額の対応について)

望月委員 私はこの意見書の中にある一部分をお願いします。事業の終了や、また入札差金等の問題もありますが、24年度の各部局の不用額が相当あるわけです。これは23年、24年もどちらもですけど、まず、不用額に対する部局での対策、検討というものをしているのか、その点をお伺いしたいと思います。

田中財政課長 不用額への対応でございますけれども、なるべく不用額を出さないようにしなければならないということは当然でございますので、執行段階で使わないと確定したのものについては、減額補正を適切にかけるということを指導しているところでございます。

望月委員 今、財政課長からそういうお話で財源更正、補正を組んでやっているということ

でございますが、どうもこの状況を見るとまだまだその点が不十分で、不用額を年度末まで延ばし、不用額にしているという状況が少し見られるんですけど、こうした財源、非常に県の財政も厳しい中でこういった財源更正をして有効活用をするような、そういう方策を検討しているかどうか、その点もう少しお伺いします。

田中財政課長 入札差金など事業の執行段階で不用になったものに関しましては、おっしゃるようにほかの事業の財源として活用ができますので、減額補正をなるべく早い段階で行うようにし、そして有効に活用していくことが重要と考えております。したがって、不用額を適切に減額補正を行うように事業の精査などをこれからしていきたいと考えております。

望月委員 そういった入札差金、事業終了に対する財源更正、減額補正、そういうものはわかるんですけど、特に、各団体への補助金とか、そういうものの県としてのチェックというんですか、そういう予算がしっかり使われているのかどうか、不用額に対する調査について、お聞きしたいんですが。

田中財政課長 各種団体への補助金でございますけれども、基本的には予算どおり使われていると思います。ただ、使われてない部分がございますので、それは次の予算、当初予算を組む段階で前年の決算がどうだったかというのをしっかりと確認をしまして、そういう不用が出ないようにしていきたいと考えております。

望月委員 そういう説明でございますが、補助しているもので、恐らくそういう団体の事業で、残ったものもあると思うんですね。県で、そういうものの報告書というものは団体からとっていますか。

田中財政課長 財政課にはその原本は届いているわけではございませんけれども、それぞれの所管の各課でそういう報告をとっているというふうに承知をしております。

望月委員 最後にしますけれども、今そういうことで各課にはそういうものが届いているというお話ですが、そういうものもやっぱり財政課のほうで総まとめをして、不用額、補助金等に対するそうした正当なもの、または不当なもの、そういうもののチェックをする考えはありますか。

田中財政課長 不用額をなるべく縮減するために、そういう報告書などにつきましても今後チェックしていきたいと考えております。
以上でございます。

望月委員 最後に、チェックをしっかりとお願いします。終わります。

(未収債権対策について)

山田委員 それでは、これまで部局審査の際に私は主に不納欠損並びに収入未済額について一貫して質問してきました。各部・課によってそれぞれ対象とする政策も違うわけでありまして、その過程で不納欠損、収入未済額も含めて、未収債権の実際の取り組みについて非常に温度差があるというふうに感じましたので、今回、収入未済額の現状、それから、回収に向けた対策、さらにはその効果についてまずお伺いをしたいと思います。

石原出納局長 平成 24 年度の収入未済額の現状でございますが、私のほうからは県税を除いた

額についてお答えさせていただきます。一般会計におきましては 12 億 5,000 万円余が収入未済額となっております。主な内容といたしましては、県営住宅使用料が 4 億 500 万円余、諸収入が 7 億 7,100 万円余となっております。また、特別会計におきましては 3 億 9,000 万円余となっております。この主な内容といたしましては母子寡婦福祉資金特別会計が 1 億 4,000 万円余、農業改良資金特別会計が 1 億 4,000 万円余となっております。

続いて、これまでの収入未済額についての取り組みということですが、平成 23 年度におきまして全庁的な指針となります滞納債権処理方針という基本的なものを策定してございます。これに基づきまして平成 24 年度に山梨県債権回収及び処理マニュアルを策定いたしまして、職員に周知徹底を図っております。また、税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準について、債権管理検討委員会において策定し、これに基づいて未収債権で回収できるもの、回収できないものを振り分けいたしまして、効率的な債権の回収に努めている一方、職員の意識啓発ということで平成 24 年度から研修会を年 2 回開いて、未収債権の効率的な回収事務を展開しているところでございます。これらの取り組みでどのような成果が出たかということでございますが、平成 24 年度決算の一般会計の収入未済額は平成 23 年度の 12 億 8,000 万円余と比較しますと 3,500 万円余、2.8%減少し、特別会計では高度化資金貸付金のこともございましたので合計で 107 億 4,000 万円余、96.4%減少しております。

山田委員

答えと重複するかもしれませんが、特に大きく分けて税収の部分といわゆる税外収入未収金ということで、私も平成 24 年 9 月議会でこの部分について、質問して、そして初めて県議会で議決をしていただいたというふうに承知しておるんですが、この税外収入未収金は今まで積み重なってきたものが一旦処理されて、多分二千数百万円だというふうに記憶しているんですが、今後、次に議会上程される金額というのは、現状、どのくらいのところなんでしょうか。

石原出納局次長

未収債権につきましては、今後精査しまして、議会へ提案させていただく予定でございまして、まだ具体的には数字は固まってございません。以上です。

山田委員

ということで、税外収入未収金の部分についてはお答えをいただいたと私は総括的に思うんですが、個別には県土整備部のいわゆる県営住宅の部分とかありますので、それはその部分で聞くとして、いわゆる税の部分についてはどうですか。

鷹野税務課長

県税収入については税務課のほうからお答えをさせていただきます。24 年度末の収入未済額は 28 億 1,000 万円余で、前年に比べまして 3 億 6,000 万円余、率にして 11.4%減少しております。この中には市町村で賦課をお願いしております個人県民税が含まれておりますので、県税事務所で直接徴収しております個人県民税を除く税目につきましては、ここでは御説明させていただきたいと思いますが、個人県民税以外の税目につきましては、バブルの崩壊以降累増いたしまして、平成 14 年に 28 億 5,000 万円余とピークをつけております。24 年度末決算におきましては 6 億 6,000 万円余ということで額にして 21 億 6,000 万円、率にして 75.7%減少をしているところでございます。これらにつきましては歴代の担当者のそれぞれの工夫の中で差し押さえの件数をふやしていく、例えば平成の初めころであれば電話加入権というものが差し押さえの中心だったわけですが、現在は預貯金、給与、車のタイヤロック、それから、家宅搜索等も実施する中で縮減に努めてきたものでございまして、今後とも早期の滞納処理によって縮減に努めて

いく所存でございます。

以上でございます。

山田委員

その税務に関してですが、例えば横浜市の林市長からこの間お話を聞いたのですが、あの大都市において約 98% 市民税を徴収している実績であったということがありました。あわせて県あるいは市町村も非常に個人の住民税の徴収も含めて、事業税も含めてですけれども、強化する必要があるんですが、滞納者以外のいわゆる二次的な納税義務者に当たる部分について運用がちょっと厳しいというか、やはり納税者本人には非常に厳しくする必要はあるけど、法律で決まっているとはいえ、その補助的に上がってくる部分について、ちょっと厳しいんじゃないかという意見を私も聞いたり、市民の反応も聞いているんですが、それについて県はどのように指導してきたんでしょうか。

鷹野税務課長

第二次納税義務の適用につきまして、本人以外からの徴収といたしましてはまず一義的には、個人の場合ですと相続人、それから、法人の場合だと承継した法人等へしております。今、御指摘いただきました第二次納税義務につきましては、滞納者から特別な利益を受けている者に対してということ認定しておりますので、当然、県税としては追求していきたいと考えております。ただ、御指摘にありますように随分前に引き受けた贈与みたいなものでかけられるのはいかがかという議論ももちろんあるやには聞いておりますが、10年も20年も前のものではございませんので、やはり一定の期間そういったものがあつたものについては、現実には追求していく必要があるかと考えております。

山田委員

税務に関しては最後にしますが、わかりやすく言うと催促状や督促状になるわけですけど、その際の添付する文書も非常に「滞納者は」とか、税務課長だったらおわかりになると思いますが、国税通則法の条文をそのまま持ってくるか、やはり住民税に対しては地方税の規定をもってすべきであって、国税徴収法の規定はあくまで国税準用でありますので、その部分の配慮が私は今まで欠けていたというふうに思いますので、そのことのお答えをいただいて、税務に関しては最後といたします。

鷹野税務課長

委員御指摘のとおりで国税徴収法の規定を地方税法は準用しておりますので、例えば自動車税の滞納処分については「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」というような書き方がしてありまして、1人の方が自動車税のみの滞納の場合ですと比較的簡単なんですけど、自動車税も滞納している、個人事業税も滞納しているということになると幾つも書かなければならない。汎用的になかなか書きにくいということで、そういった国税徴収法の規定のみを記載した時代が県でもございました。県のほうではやはりそういった御指摘を受けまして、若干煩雑ではございますが、該当の条文については記載するように努めております。また、市町村のほうでまたそういった相談があつた場合については、なるべく各税目ごとの規定を明記するようにという指導はしておりますので御承知いただきたいと思います。

(指定管理者制度について)

山田委員

次の質問に移ります。指定管理の件で高野委員が、今、質問を幾つかしたんですが、この9月の議会で私も質問したように、例えば美術館の関係で44の県が県立の美術館を持っている中で28の県が直営でやっているということを既に質問したところでありますが、してない県、つまり、例えば美術館を例として美術館ばかりを悪く言うわけではないんですが、必ずしも指定管理がいいからといって現状の

現場の把握とかが、非常にうまくいってない部分もあります。小泉元総理が民間でできることは民間というけど、全てがそういうものでもないと思いますので、その部分について、まず指定管理制度そのものについてお伺いをしたいと思います。

古屋知事政策局次長 委員の御指摘のとおり本県でも直営で運営している施設は当然ございます。やはり指定管理の適用ができるかどうかということをしかり見きわめて、指定管理でやっていくということが重要だと考えております。

山田委員 先ほどのお答えの中にも一部あったんですが、次長のお答え中に委員から、資料を求められれば出すというような、お話があったんですが、私たちはどこが指定管理になっているかって、まだ1年生議員であれば全てを掌握してないので、その担当の委員会には少なくともこれだけの指定管理があって決算が出ましたと。今、会社法の規定でも決算は公告することになっていきますので、ホームページを見るのではなくて、せめて委員会にはそういう情報は県のほうから積極的に出していただきたいと思うんですが、その質問をして終わりたいと思います。

古屋知事政策局次長 先ほど高野委員、それから、ただいま山田委員から御指摘いただきましたので、今後、議員への報告等につきまして、しかり検討していきたいというふうに思います。

(平成24年度一般会計総計について)

前島委員 24年度の決算に当たりまして、一般会計の総計について意見書の提出をさせていただきました。まず予算の編成と決算の関係について数点、伺わせていただきたいと思っています。予算現額が5,383億余万円に対しまして、歳入額は4,778億余万円、歳出額は4,671億余万円となっております。予算現額から歳出額を差し引くとその差額は711億余万円です。予算現額に対して13%ぐらいの減になっている状況ですね。また、予算現額に対しての歳入決算額の差額は605億余万円、歳入決算額に対して歳出の決算差額は107億余万円といずれも大きく減となっております。過年度等の決算比率と比較して予算編成、予算執行に課題があるのではないかという私の見方でございます。そのことについてまず御意見を伺いたいと思います。

田中財政課長 平成24年度の繰越額が多額になっているという御指摘でございます。昨年度は12月補正、また2月補正で国の緊急経済対策に呼応して積極的に予算を計上いたしました。この公共事業関係のものが翌年度に繰り越された結果、かなり多額の繰り越しとなっているものでございます。なるべくこういうものは縮減をしていきたいと考えております。
以上でございます。

前島委員 予算を組み立てるといふ基本は、県政の政策に対して計数的表現をするわけですから、やっぱり県民の皆さんは予算額ということについて大変な関心を持って見るわけですね。しかし決算でいくとその差額が随分大きくなって、落ち込んでいたり、執行率が落ちてきているという状態でありまして、これは県民の側で見るとこの予算編成というのは、やや御批判を受ける結果にはなるのではないかなと思います。それで我々また議会の立場からすれば、非常に真剣に皆さん方の提出予算に対して代表質問、一般質問含めていろいろと議論をしていくわけですね。それで随分大きな差があるということになりますと、いわゆる非常に予算そのものに対して形骸的な印象や、あるいは議会軽視にもつながるような感もするんですね。そういう点で、

できるだけ予算現額に近づける。予算の組み立て方自身に対しても、実現性のある編成をしていくということではなければならないと私は思っているんです。いろんな事情がありますね。それは経済対策だったり、いろんな取り組みが、今、課長が言うようなこともあると思うんだけど、いわゆる総括的に総計から見ていくと予算現額に対して大変な大きな 13% 減という決算額だと、かなり早いころからこれだけのスタッフが予算編成をしていくわけですから、そういう点でもっと留意をして縮めていくという努力を求めたいと思いますが、もう一度少し所見を聞いてみたいと思います。

田中財政課長 御指摘のとおり予算を編成して事業を執行していく場合には、適切な予算計画ですとか、予算編成を行っていくことが重要であるということはもちろんでございます。その点に関しては今後とも留意をしていきたいと思っております。総計から見てしっかりとわかりやすいようにということで、今後ともその辺を気をつけてやっていきたいと思っております。

前島委員 次に、翌年度繰越額について、翌年度の繰越額は 549 億余万円で、その傾向も年々巨額となっているように見えますね。そういう点で執行率の向上が課題のように感じておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

田中財政課長 繰越額は年々多くなっているという傾向でございます。なるべく単年度で予算を執行するということが原則だと思いますので、そこもしっかり気をつけていきたいと考えております。

前島委員 御承知のように繰り越しについては繰越明許費だとか、それから、継続費に当たるいわゆる遞次繰越とかありますね、そういう事情のことはそれとして事故繰越などというのは、これはいわゆる予算執行中に生じる出来事でありまして、このことについては、執行、取り組みに当たっては相当留意をしていかななくてはならない課題だと思います。しかもこの事故繰越というのは首長のみが判断をして行われる非常に重要な予算編成の課題、執行の課題になっているわけで、安易に繰り越しというようなことについては十分意識改革をなさって、取り組まれることが望ましいのではないかとこの感じがしておりますが、御所見を承りたいと思っております。

田中財政課長 繰越額の中で事故繰越につきましては、おっしゃるとおり議会の議決を経ずに繰り越しを行うということになります。これはもちろんなるべく少なくしていかなければいけないと思っております。スケジュールの管理をしっかりと議会の議決をいただく繰越明許費に計上するように、そういう取り組みをしていきたいと考えております。

委員長 前島委員に申し上げます。本日は各委員より多数の意見書が提出されておりますので、質問は簡潔にお願いいたします。

前島委員 最低限のお話をしているので、余り即決で注意をしないようお願いいたします。
次に、不用額 161 億余万円について予算の執行に留意をされたい。一般会計の原則は単年度収支決算ということですから、予算額と予算執行額に大きな差が生じないようにということをお話を先ほど申し上げたんですが、不用額に対する取り組みについてお話をいただいて、次に移らせていただきたいと思います。

田中財政課長 不用額につきましても、まずは予算見積りをしっかりやって不用が出ないように

するということと、あと適切に減額補正を行いまして、なるべく少なくなるような努力をしていきたいと考えております。

(県税収入について)

前島委員

次に、県税収入につきまして伺いたいと思っています。県税収入は予算現額を上回った調定額となっておりますけれども、県税未済額と不納欠損額を合わせると32億余万円です。依然多額でございます。未済額については過去5年間を見ておりまして、大分努力をされているということではありますが、依然として未済額の中で現在4億余万円の欠損額が出ているわけですね。こういうことを考えますと、未済額については今後やっぱり心配されるのは欠損額につながっていくものだけに、今後、この問題についてはさらに努力をして、その努力の方法としては、現在、本年度で設置期限となり、終わることとなっている市町村との滞納整理機構についても、市町村も県と一緒にこれを延長してやりたいという要望が出されているようでありますので、そういう要望に応えながら引き続きお互いに相乗効果が上がるような努力をして取り組まれないというふうに思います。なお、自主財源の核である県税収入中の法人二税について、企業撤退だとか、企業の閉鎖等が今非常に懸念をされ、法人二税の悪環境が心配されているところでありますので、そのことを含めて今後の取り組みについて御所見を伺いたいと思っています。

鷹野税務課長

今、前島委員から御質問いただいた件でございますが、県税の今年の滞納繰越額は先ほども御説明させていただきましたように28億1,000万円余ということで、前年に比べて3億6,000万円余減少しております。全体で見た場合の滞納額のピークは平成20年、42億7,000万円余ということで、20年度に比べますと14億5,000万円、率にして34.1%減をしているところでございます。また、今、御指摘いただきました個人県民税の関係でありますと、21年度決算がピークでございます。24億9,000万円余、ことし21億5,000万円ということで3億3,000万円、13.6%減少しております。これは、今、御指摘いただきました地方税滞納整理推進機構の成果の1つと考えておりまして、私どもとしても市町村の要望も受けたところで、今後のあり方について検討しているところでございます。

また、法人二税の税収悪化でございますが、御指摘のように企業撤退、閉鎖などとあわせて法人に対する実効税率の引き下げ議論等もございまして、税務当局としても減収を懸念しているところでございます。また、県といたしましては法人二税に限らず、課税したものを確実に徴収するというところで税収の確保を引き続き図っていくというふうなことは考えております。現在、国が推進している大胆な金融緩和や財政政策、民間投資を喚起する成長戦略等によりまして、本県の経済も活性化をし、税収がふえることを期待しているところでございます。

以上でございます。

前島委員

非常に県税収入に占める法人二税の役割は大きいわけですね。特に閉鎖だとか撤退をする流れは製造業なんですね。製造業が撤退をしていくということは深刻な課題であるわけですから、そういう点で今後そういう対策を含めて税収の確保対策を検討してもらいたいと思っています。そのことで何か御所見があったら先に聞きますがよろしゅうございますか。

鷹野税務課長

税務当局といたしましては、やはり制度にのっとった賦課・徴収ということでございますので、特段何か手を打つということはなかなか難しいのでございますが、先ほども申し上げたように国等の政策が有効に機能することを私どもは期待して

おるところでございます。

以上です。

(県債について)

前島委員

最後に、県債について少し所見を伺いたいと思っております。県債残高は依然高い水準でございます。一般会計で 9,985 億余万円、特別会計・企業会計合わせますと 1兆369 億余万円の巨額になっております。この内訳を見ると国が交付すべき臨時財政対策債等々が含まれていますが、県債はやっぱり県債で借金でございますので、常に危機意識を持って財政硬直化を防ぐ財政運営に意を注いでいかなければいけないのではないかというふうに強く感じています。その点について伺いたいと思います。

田中財政課長

御指摘のように臨財債による残高は近年累増をしておりますけれども、これにつきましてはまず国に対して臨財債の廃止・縮減をすることを、これは県債が累積をしているという危機意識を持ってしっかり要望していきたいと考えております。こうしたことで財政の硬直化を防ぐように努力をしてまいりたいと考えております。

前島委員

特にこれからの県の財政運営に当たって見せていただきまして、実質収支比率、それから、経常収支比率、公債負担比率、それから、財政力指数等々が非常に課題であり、恐らく類似県に比べてどうかという我々は非常に心配をしているわけでございます。特に経常収支比率は普通大体 70～80% ぐらいのところ望ましいとされている中で、本県の場合はそれをもうはるかに上回っている状況でございますし、財政力指数についてもかなり低い財政力の状況であります。そういう公債の関係についても 3 カ年を平均してみても大変な状況にあることも事実で、16% 台にあるということです。そういうようなことを含めて、今後の対策と財政運営についてまとめの御意見を聞いて終わりたいと思います。

田中財政課長

公債費負担比率ですとか、経常収支比率につきましても近年比率が上昇しております。これは主に義務的経費がふえて歳出がふえる一方で、一般財源が伸びないということによるものでございます。歳出のほうは社会保障関係経費などの増がありまして、なかなかコントロールが難しいですけれども、これを補う歳入の税収の部分をしっかり確保しまして、財政の弾力性を高めるようにしていきたいと考えております。

(財政運営について)

清水委員

本県の財政運営についてお聞きします。9 月の定例会で行いました平成 24 年度決算に基づく本県の財政健全化比率ですが、全ての指標について国が定めた健全化の基準を下回っているとのことでありました。この健全化比率は平成 18 年度の夕張市の財政破綻を受けて、このような事態が二度と起こらないように設けられたものでありますが、本県においてこのような事態が決して起こらないよう願うばかりであり、とりあえず一安心というところでございますが、しかし私は平成 23 年 9 月の議会の代表質問でも取り上げたところでありますが、実質公債費比率だけでは他の指標と違い安心ばかりはしていけないわけでありまして、指標の中身をつぶさに見ますと赤字比率・資金不足比率は、そもそも赤字や資金不足がありませんので今のところ問題はなさそうです。将来負担比率は早期健全化基準が 400% に対し 216.7% と、まだ大きな開きがございます。他の指標は早期健全化基準から大きく下回っている一方、実質公債費比率は早期健全化基準が 25%、本県が 16.6% で将来は届きそうな感じがしないでもありません。実質公債費比率の制度について

は毎年比率が上がっていますので、平成 24 年度の比率を注目しておりますが、前年度に比べて 0.2 ポイント改善しておりますが、まずは 0.2 ポイント改善した要因についてお尋ねいたします。

田中財政課長 御質問の実質公債費比率につきましては、これは 3 カ年の平均で算出をいたしますけれども、平成 24 年度の単年度の比率については、臨財債以外の元利償還金が前年度よりも減ったということによりまして、平成 23 年度、前年度の単年度と比べまして 0.4 ポイントの改善となっております。その結果 3 カ年平均で 0.2 ポイントの改善となっております。

清水委員 これは実際の公債の比率は 3 年度分の平均で算出されるものであります。確かにもととなる単年度の数値も平成 22 年度が 16.9%、平成 23 年度が 16.8%、そして平成 24 年度が 16.4%と年々改善はしていますが、その前の 3 カ年は悪化の一途をたどっておりますが、県債の償還額が堅実に減っていることから数値が改善したということだろうと思います。しかしながら、過去には経済対策のために投資的事業を多く行ってきておりますから、また、昨年度の 2 月議会では同じく経済対策として過去最大規模の 341 億円余の公共事業の予算を計上していますので、そのために発行した県債の償還が今後じわじわと比率に影響するのではないかと懸念しております。このまま比率が落ちるとは思いませんので、今後、地方債の発行に許可が必要となる 18%に近づく、または超えるという懸念はあるのかを含めて、実際の公債比率の今後の見込みについてお尋ねをいたします。

田中財政課長 通常の県債の元利償還金につきましては、平成 10 年度台の前半に経済対策をかなりやったという影響がございまして、今後も多額の県債の償還が生じる見込みでございまして。その結果、実質公債費比率はしばらく高い値で推移をした後に、平成 28 年度、29 年度くらいをピークに低下をしていくというふうに見込んでおります。なお、その 28 年度、29 年度においても地方債の発行に国の許可が必要となります 18%は超えないものと考えております。

以上でございます。

清水委員 お答えのように実質公債費比率についてはぜひ 18%を超えないような管理をしてほしいと思います。公債比率にかわって将来の県民負担となる債務保証などを含めた県全体における県債等残高の話をしていたします。横内知事は就任以来、将来の県民負担を軽減したいとの考えから県債等残高の削減に鋭意取り組んでおられました。その結果、1 期目の 4 年間では 581 億円の削減を達成され、2 期目の現在は第二次チャレンジ山梨行動計画において、さらに県債等残高を 600 億円削減する計画を立てて行財政改革に取り組んでおられます。その進捗状況は毎年公表されており、平成 24 年度の状況について臨時財政対策債等を除く県債残高は、平成 22 年度のスタート時 8,050 億円から 494 億円減って 7,556 億円と目標の 82.3%に進んでいるところでございます。目標期間があと 2 カ年であることを考えますと、順調に進んでいるのではないかとと思われる一方、目標達成に向けて気を引き締めていただきたいところでございますが、これまでの取り組みと目標達成の見込みにつきまして最後の質問をいたします。

田中財政課長 臨財債を除きました県債等残高の削減につきましては、平成 22 年度末の 8,050 億円から 26 年度末までに 7,450 億円へ、おおむね 600 億円を削減するという計画で取り組んでおります。県債等残高は平成 24 年度末で 7,556 億円でございますけれども、平成 26 年度末までには 600 億円削減という目標を達成

できるものと考えております。

以上でございます。

(政策課題調査費について)

渡辺委員

決算説明資料、知の 4 ページ政策課題調査費について伺います。政策課題調査費執行額が 9 1 2 万 5,000 円となっておりますけれども、この調査費についてはどのような目的でどんな調査を行っているのか、まずお伺いします。

弦間知事政策局政策参事

政策課題調査費についての御質問でございます。政策課題調査費につきましては年度途中で発生した県政の諸課題などにつきまして緊急的に調査を行う必要があるというものについて、その財源として予算計上をしているものでございます。具体的には今後の政策展開に資するために、各行政分野における県政の諸課題に対する調査、また複数の部局にまたがるもので政策的な調整が必要な事業計画等について、方向づけを行うための基礎となる調査などを対象としている調査でございます。

以上でございます。

渡辺委員

わかりました。それでは、執行残、非常に不用額が多いということで、5 ページに 5 8 7 万 5,000 円が計上されておりますけれども、その理由について伺います。

弦間知事政策局政策参事

政策課題調査費の予算につきましては例年枠予算として 1,500 万円を計上しております。その執行につきましては各部局から調査を実施したいという旨の協議を受けまして、知事政策局において内容を精査、あるいは必要な調査についてはその調査費について協議をした結果、各部局に内示をしております。したがって、実際の調査につきましては各部局の担当課に実施をお願いしているというところでございますが、予算執行率につきましては先ほど申し上げました枠予算ということで計上しておりますので、通常の事業経費と異なりまして、実施することとなった調査の件数、あるいは金額により執行率が増減することになります。平成 24 年度につきましては 1,500 万円の予算に対しまして調査件数で 3 件、執行額が 9 1 2 万 5,000 円、結果として不用額が 5 8 7 万 5,000 円出ておりまして、執行率は 60.8%という状況でございます。

以上です。

渡辺委員

今お話のとおり予算の段階でまだ具体的な中身がわかっていないと、しかし決算のときには全て説明できるわけですから、これは決算特別委員会ときにはしっかりと説明をお願いしたいと思います。そこで平成 24 年度、どのような調査を幾らかけてどこで行ったのか教えてください。

弦間知事政策局政策参事

平成 24 年度、3 件の調査を実施しております。具体的には行政改革推進課におきまして 5 2 5 万円の調査費で総務事務等業務改善に関する調査を実施しております。また、交通政策課におきまして 2 8 7 万 7,000 円の調査費で E 電甲府延長に係る留置線利用可能性調査を実施しております。また、商業振興金融課におきまして 9 9 万 8,000 円の調査費で集約型都市構造形成状況調査、以上 3 件を実施しております。

渡辺委員

課題調査費の部分で調査の結果をどのように政策に反映していくのかということが非常に重要な課題であると思っておりますけれども、先ほど 3 件の調査が行われたと

いうことでありましたが、調査の内容、成果、また政策にどのように反映したのが順番に教えてもらいたいと思います。

古屋知事政策局次長 まず行政改革推進課の部分から御説明いたします。総務事務等の業務改善でございます。まず調査の内容でございますが、庁内における事務の簡素化や業務の効率的な執行を図るため、会計や給与に関する事務など全庁に共通する事務につきまして業務の改善に取り組むということで、改善に当たりまして専門的な見地からアドバイスを受ける必要があるということで、コンサルティング会社に委託しまして現状調査や情報技術の活用の可能性などについて調査分析を行った上で、改善の考え方や方向性について提案を受けたところであります。具体的な成果といたしましては、提案を踏まえまして、これまでに財務規則等の各種手続の簡略化や、支出に係る合議区分の簡素化などを実施してまいりました。また、今年度は臨時とか非常勤職員の賃金報酬の支払事務のシステム化、それから、手当等に係る事例集の作成などに取り組んでおります。

廣瀬交通政策課長 E電甲府延長に係る留置線利用可能性調査について御説明申し上げます。県ではJR中央線の利便性向上とともに定住人口の確保にもつながるよう、県民が県内に居住しながら東京圏への通勤・通学を可能とする通勤快速列車、いわゆるE電の甲府延長の実現に向けて積極的に取り組んでおります。昨年度は事業主体でありますJR東日本との協議を進めるため、政策課題調査費も使いまして車両を甲府駅周辺にとめ置くための留置線の確保や運行体制構築の検討に必要な調査を行ったところでございます。調査の結果、さらに詳細については検討を深める必要がございますけれども、車両をとめ置くための留置線の確保については可能性がありそうなこと、また、運行体制の確保に必要な乗務員の休憩施設を駅の構内もしくは付近に設置できそうなことなどがわかりました。調査結果を踏まえましてJR東日本に対し早朝の通勤快速列車の実現に向け、運行体制の確立や技術的課題の構築、解消に向けて検討を要請しており、JR東日本により検討が進められております。また、県では県民にとって使いやすい運行ダイヤのあり方、中央線を利用して都内大学への電車通学をするメリットを紹介するなど、利用者の確保に向けた検討を進めているところでございます。

以上でございます。

立川商業振興金融課長 商業振興金融課で実施いたしました集約型都市構造形成状況調査について御説明させていただきます。調査内容といたしましては、集約型都市構造、いわゆるコンパクトシティとっておりますけれども、その達成状況ですとか、今後、必要とされる施策等について、都市機能のうち商業機能の集約のために一体何が必要かという観点から、甲府駅周辺において商業を営む事業者を対象に現在の事業概要、それから、コンパクトシティ実現のために必要な事項について調査を実施したものであります。成果といたしましては、甲府駅周辺の事業者について、売り上げ、来店客数、それから、売り場面積、これらが減少傾向にあること、従業員が少人数であること、また、駐車場を保有しない店舗が全体の3割に達することなどが調査結果から確認できたところであります。この調査結果を持ちましてコンパクトシティの実現を図る具体的政策の推進にただいま取り組んでいるところでございますけれども、具体的には、今、甲府市中心市街地活性化基本計画が次期の計画策定に移っておりますが、それに対する助言ですとか、全部局で構成しております中心市街地活性化推進庁内連絡会議で調査結果を情報共有し、各種施策の基礎資料としていくところでございます。

以上でございます。

(食の安全・安心確保対策の推進について)

渡辺委員

詳細にありがとうございました。

続きまして、成果説明書の 103 ページ食の安全・安心確保対策の推進について、お伺いしたいと思います。平成 24 年 4 月 1 日に「山梨県食の安全・安心推進条例」が施行されるとともに「山梨県食の安全・安心推進計画」が策定されまして、食の安全・安心確保対策の推進のための経費として、平成 24 年度では 837 万 1,000 円が支出されているところでございますけれども、この安全についての表示や基準についてどのように消費者、生産者に周知してきたのか、また、食品等の生産及び供給の確保に寄与したわけですがけれども、具体的にどのような事例があるのか伺います。

古屋消費生活安全課長 食の安全・安心確保のため、県、生産者、食品事業者の責務と役割を明らかにするというところで、昨年の 4 月に条例を施行したところです。その周知にあたりましては、昨年度におきましては民間放送局 YBS と UTY ですが、暮らしの情報という形で、広報を行ったほか、新聞 2 社への広告掲載などマスメディアを活用させていただいたりとか、全戸に配布をしております県の広報紙「ふれあい」の特集号で特集記事を掲載しました。また消費生活情報誌「かいじ号」の特集号も発行しております。また「食の安全・安心を語る会」、県が委嘱をしております「食品表示ウォッチャー」の研修会でも説明等をさせていただいております。そのほかに食品産業協議会ですとか、卸売市場等の会議の際に出張講座を開催させていただくなど、さまざまな媒体や機会を通じまして周知・普及啓発を行っております。平成 25 年度、本年度につきましては引き続きこういうメディアの活用、また、会議を活用した周知を図るとともに、食品衛生監視指導等を行う各福祉保健事務所、生産者への普及活動を行う農務事務所と連携をして事業者への情報提供を行っているところであります。また本年 3 月に県のホームページ内に掲載をしております「山梨食の安全・安心ポータルサイト」を活用して周知を図っているところでございます。

なお、24 年度のこの食品の安全・安心推進事業費の決算額 837 万 1,000 円つきましては、当課に配置をしております管理栄養士の臨時職員 2 名の賃金等 647 万 6,000 円を含めておりますけれども、各地域で日常の買い物を通じまして表示等を確認していただきます食品表示ウォッチャー 118 名の報酬等 87 万 1,000 円、また消費生活情報誌「かいじ号」ですけれども、この発行に要する経費が 49 万 6,000 円、食の安全・安心審議会の委員報酬が 40 万 4,000 円でございます。

以上でございます。

渡辺委員

食については命にも直結するという大事な問題であるわけで、しっかりとした取り組みが求められるわけですが、消費者庁ではこの食品表示に関する 3 法を一元化し、食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択機会を確保した「食品表示法」を、仮称ですがけれども、策定をすると聞いています。食品表示ウォッチャー 118 人の方がいらっしゃるわけですがけれども、こうした方々の活用も含めて今後の取り組みについて伺います。

古屋消費生活安全課長 食品表示につきましては、今、日本農林規格、いわゆる JAS 法ですとか、食品衛生法、また健康増進法といった 3 つの法律でそれぞれ食品や加工品等の表示等が設定されているという形なんですけど、本年、国会におきましてこの 3 つの法律を極力国民の皆様にはわかりやすく、また一元的な基準等に基づいて表示をするとい

うことで、食品表示一元化法案が本年の国会で成立をして、2年以内に具体的に施行されるという形で聞いております。現在そういうことで、具体的な表示について、国の関係省庁が議論を重ねて細かい部分につきまして検討されていると聞いております。食品の表示に係ることは非常に重要なことでございます。私たちもいろいろなことをやっておりますけれども、この一元化法案の具体的な姿がどういう形になるかということもしっかり見きわめた上で、委員が今おっしゃられました食品表示ウォッチャーの研修や、また農務事務所等と連携しているいろんな小売店、スーパー等の巡回指導を行っておりますので、その中で食品の表示の確認等を行っていきたいと考えています。

以上でございます。

(ネーミングライツの拡大について)

山下委員

それでは、主要施策成果説明書の127ページの一番下にありますネーミングライツの拡大について伺わせていただきます。今月の地元紙の報道によりますと小瀬スポーツ公園野球場のネーミングライツのスポンサー企業を募集して、来年3月から命名された名称を使用するとのこととあります。実現すれば山梨中銀スタジアム、そしてまたコラーニー文化ホール、シミックハケ岳薬用植物園に続くものとなります。主要成果説明書には「導入等について検討を行った」との記載しかありませんが、具体的にどのような検討をしたんでしょうか、まずお伺いいたします。

古屋知事政策局次長 具体的には他県のネーミングライツ導入システムの導入状況の調査を行うとともに、本県においてどの施設がネーミングライツの対象になり得るのか、また導入する場合は募集金額、期間等でどのように設定すればいいのかという点について検討を行いました。

山下委員

去年どうしてもやらなければいけないわけではなくて、導入当初からやっているようなことをやっていたのではないかというふうに思いますけれども、安倍政権が非常に積極的な経済財政運営をやるようとしております。輸出企業を含めて経済が大分よくなってきている傾向にある中で、ことし富士山の世界遺産、そしてまたリニア中央エクスプレスのルート公表と、本県は非常に注目されている部分があるんじゃないかなと私は個人的に思っています。これからは、県内だけではなくて全国に向かって、こういうものを売り込んでいくというふうなことも考えられるんじゃないかと思いますが、その点についての検討はされたんでしょうか、お伺いします。

古屋知事政策局次長 検討については従前からやっておりますが、今回、特にこういう点について一生懸命取り組んでいるということとあります。

山下委員

それで、全国的なことはどうなんですか。

古屋知事政策局次長 済みません、対象につきましては県内企業に限定しているわけではございませんで、薬用植物園のように県ゆかりの経営者の方が経営している企業など、県にかかわりの深い企業であることを条件としております。今後も企業の自由な提案、発想を認める提案募集型のネーミングライツなど、その手法についていろいろ検討してまいりまして、本県への導入についてよりよいものになるように検討していきたいと思っております。

山下委員

一生懸命取り組んでいただいているかと思うんです。このネーミングライツについては、かなりいろいろ今までの議会で指摘をさせていただいておるわけですから

ども、そのときにも少し言わせていただきました。大阪あたりは歩道橋に名前をつけたりとか、宮城県や栃木県というのは、県が主催する無料のコンサートに名前をつける。神奈川県は防災ヘリコプターに名前をつける。愛知県の常滑市や神奈川県の愛川町は、発電施設などにもネーミングライツをつけているというふうに、非常にいわゆる野球場だとかそういう施設への固定観念を持たないで行っています。前もそのことを言ったんだけど、こちらがいいだろうと思っているものだけでなく相手側に一度聞いたらどうなんですか。どういうものがネーミングライツとして企業は求めているのか。こっちが何か押しつけがましく企業に対して言うのではなくて一度聞けばいいじゃないですか。どういうものだったらおたくはネーミングライツをこういう命名権に乗ってきてくれるのか、そういうやっぱり努力というのが必要じゃないかと思えますけど、今後の努力について伺います。

古屋知事政策局次長 御指摘の点も含めまして、今後はなるべく多くのネーミングライツの対象ができるように検討を進めてまいりたいと思っております。

山下委員 最後に、ことし東北楽天が優勝したんですけれども、東北楽天のスタジアムというのはいわゆる日本製紙さんがいわゆるクリネックスという名前を使って命名権をとられて、残念ながらことし撤退するということになっていますね。ですけど、新潟のアルビレックス新潟は、今度地元企業の素材メーカーなんかで一生懸命当たって命名権をとられた。そのときに、ただちょっと命名権をとったときに金額だけではなくて、非常にその素材メーカーさんが喜んだというのが、場所を3日間いわゆるただでお貸ししますというふうな、少しおまけというわけではないですけど、そういうものも少しつけていたというふうなこともありますから、そのあたりも大いに検討の素材じゃないかと思えますので、大いに今後、皆様方の御努力に期待いたします。質問は以上です。答弁は結構でございます。

(県財政について)

齋藤委員 県財政の自主財源比率の件についてお伺いをいたします。この決算審査意見書を見ましても自主財源比率が若干落ちてきているということでもあります。これは繰入金が減ったということですが、この点まずどんな状況で減ったのか伺います。

田中財政課長 自主財源比率の低下の主な要因でございますけれども、基金からの繰入金の減が大きくなっておりまして、例えばふるさと雇用とか介護基盤緊急事業の基金ですとか、緊急雇用の基金といったものが終了しまして、一般会計に対する繰り入れが減ったというのが主な原因でございます。
以上です。

齋藤委員 この自主財源比率を高めるということは、政策を実現していくための基本ですから、補助金とかに頼るのではなく、どうしてもやっぱり高めていかなければならないと思うんですよ。要素として私は山梨県全体を見ましても企業は撤退していく、法人税は下がる、固定資産は下がっていく、中小企業の景気は悪くなっていくという状況があります。このような中で果たして税収を高めていくことにつながるかどうかということをお心配しているわけですが、その点、自主財源比率、収入をふやすための対策というものを何か具体的に考えていらっしゃるのかどうかをお聞かせ願います。

田中財政課長 自主財源比率の内訳を見ますと、自主財源の中で一番大きい割合を占めるものは県税でございますので、先ほどおっしゃったように県税をふやしていくということ

が重要だと思えます。企業の撤退等ございますけれども、産業政策ビジョンを策定して新たな産業を誘致したり、さまざま取り組みを行っております。また、滞納している税をしっかりといただいたりとか、そういった対策を通じて県税の増を図ってまいりたいと考えております。

齋藤委員

さっき話したように県税税収を高めていくということは、それは企業の問題もそうですが、山梨県は年々人口が減っているでしょう。それでやっぱり働く人が少なくなれば税収も減るんですよ。ですから、もう総合的に景気対策、そして人口対策、そういうものをしっかりしていかなければ、未収の税金を徴収したって、そんなものは自主財源を高めることにはつながらないんですよ。ですから、その辺をもっと具体的に取り組む姿勢があるのかどうなのかということ、部長に聞きたいと思えます。

前総務部長

お答えいたします。県でも人口減対策ということで昨年度から定住の対策、今年度からは少子化の対策ということで取り組んでおります。引き続き人口減対策については積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

齋藤委員

これから知事が政策的な仕事をしていくためには、やっぱり自主財源をしっかりと確保して、そして県民のために使ってもらうような施策を行ってほしいと思っております。ですから、それをお願いして終わります。県債残高につきましても先ほど御質問がありましたから了解しましたので終わります。

以上です。

(税金滞納による差押えについて)

小越委員

まず最初に、意見書の不当と認める事項の1番の真ん中にあります税金の滞納のことについてお伺いいたします。平成24年度の滞納整理機構の方針は25市町村において徴収猶予、換価猶予、執行停止を実施するとありました。24自治体で徴収猶予が25件、換価猶予23件、執行停止3,223件、計3,271件、滞納整理機構の方針に基づいてやったんですけれども、これは23年度に比べてこの徴収猶予、換価猶予、執行停止はどのような変化があったのでしょうか。

鷹野税務課長

申し訳ありません。機構のほうの実績につきましては決算と直接関係がないと思っております。資料を持ってきませんでした。またもし必要があれば後ほどお届けしたいと思います。

小越委員

この滞納の市町村、それから、執行におきまして適正な執行に努めるべきなんですけれども、差し押さえありきの姿勢だけでは徴収率が上がらないと思っております。そこで差し押さえの件数、機構は331件だとお伺いしています。市町村では平成21年度から4,000件台が続いています。平成24年度の差し押さえが4,439件ありまして、そのうち貯金の差し押さえが3,075件であり、大半が預貯金の差し押さえです。この預貯金の差し押さえの中で24年度は例えば年金とか、児童手当、傷病手当など、その目的に応じて出している生活費援助、そういうものを差し押さえた件数は何件あったのでしょうか。

鷹野税務課長

預貯金の差し押さえというのは、あくまでも預金債権を差し押さえているものでございまして、その内容について市町村のほうでも把握してない聞いておりますので、そこに年金がどのくらい入っていたかということについては承知しておりま

せん。

小越委員 鳥取では児童手当を、それがわずか残高が七十幾らであったにもかかわらず、それを県が差し押さえたことについて地裁が違法判決を出しました。県につきましては例えば年金とかのことは把握していないと言いましたけれども、把握をしていただきまして、もし年金や児童手当、傷病手当などが差し押さえられた場合には、それを解除するという方向でよろしいでしょうか。

鷹野税務課長 預貯金の差し押さえにつきましては最高裁判決等がございまして、口座に入ったところで預金債権に変換しているということで処理を進めておりますので、先ほども申し上げたとおり内容については把握をしておりません。ただ、これは県税事務所の取り扱いに限って申し上げます。というのは、市町村では若干変わるかもしれませんが、誤解がないように県税事務所の対応としてお答えをさせていただきますが、県税事務所では預金債権等を差し押さえた場合には即日換価等を行わず、本人からの申し出があった場合については納税相談等に応じております。また、生活困窮等が認められた場合につきましては、預金債権の解除等も行う中で滞納整理を進めております。市町村から相談があった場合についてはそのような指導をしていると聞いておりますので、私どもとすればそういうふうな対応をとっていると理解しております。

小越委員 そうは言いましても、市町村の差し押さえのうち預貯金が 3,000 件を超えているのであれば、既に解除すべきものをしてないということが疑えますので、県税事務所の内容がそうであれば市町村と一律に足並みをそろえて、生活困窮にかかわる場合には預貯金差し押さえは厳にやるべきではないと思います。

(リニアモーターカー新実験線貸付金の返済について)

次に、リニアモーターカーの新実験線貸付金の返済についてお伺いいたします。リニアモーターカー実験線貸付金 134 億円、昨年も 1 円も返済がありませんでした。この協定によれば利子なし、担保なし、もとは 160 億でありましたけれども、若干捨て場の関係で返ってきましたが、これによりますと営業線開業まで据え置き、営業線開始後 20 年で償還、各年度の償還は営業の収支状況で認定するとあります。山梨にとってこれほど不当な貸し付けはないと思います。協定によれば「実験線における実験が終了したとき条件を設定する」とありますが、これは 24 年なんでしょうか。それともいつになるのでしょうか。

岡リニア推進課長 実験がいつ終了するかとのお尋ねかと思いますが、現在の計画では平成 28 年度までとされておりまして、しかしながら、その後におきましても基本計画の変更によりまして実験が継続されるのではないかと考えております。

以上でございます。

小越委員 この貸付金の保証契約にかかわる協定によれば、全国新幹線鉄道整備法に基づき運輸大臣から営業主体の指名を受けるとき、この保証契約を山梨県と、それから、この鉄道総研が保証上契約するとあるんですけれども、昨年度はたしか JR 東海が国から指名を受けたはずであります。ということになりますと、この保証契約の協定を結ぶべきではなかったかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

岡リニア推進課長 御指摘のとおり国から営業主体の指名を受けたときには保証契約を結ぶという協定になっております。それを受けまして、現在、鉄道総研と JR 東海、本県の 3

者で保証契約の内容に関する協議を進めているところでございまして、現時点ではまだ保証契約の締結まで至っていないという状況でございます。

以上でございます。

小越委員

しかし貸付金額を確認しますと、JR東海、鉄道総研に山梨県が貸したのであって、それが鉄道総研とJR東海がどうなっても山梨県は知りませんというのは、貸し主とすればそれはどうなっているのかということを知ることができないのでしょうか。どこまで話が進んでいるのか、そして先ほどの実験線の延長があるかもしれないとなりますと、28年度より向こうに行くかもしれない。そうしますと、この134億円は無利子でいつ返ってくるのかわからない。それが今後の返還の予定とかスケジュールはどのように交渉を、去年1回もしなかったんですか。この交渉というか、お願いとか、どうなっているか問い合わせも含めて。

岡リニア推進課長 保証契約の締結につきましては、御指摘のようにできるだけ早期に保証契約が締結されるよう、私ども県から鉄道総研やJR東海に何度も出向きまして協議を進めているところでございます。

以上でございます。

委員長

小越委員に申し上げます。総括審査におきましては決算認定の可否を判断するための総括的な質疑とするようお願いいたします。

小越委員

そのことが可否についてかわりますのでお聞きいたします。

JR東海の社長がリニアでは赤字になると述べていますけど、そうしますと、先ほどの協定のところに営業収支の状況によって各年度の償還を決めるとあります。そうしますと、JR東海の社長が言うように赤字になるとなりまして償還されなくなる場合もあるのでしょうか。そして、この中には疑義が生じたときには協定を協議し直すところがあるんです。それが昨年、さっき言いましたけれども、営業主体の受け入れ、指名を受けたんですから、だったら、県が貸している134億円を返してくれるようになぜ言わないんですか。それは去年やるべき仕事じゃなかったんでしょうか、疑義が生じているわけですから。この貸付けは無利子ですよ、平成2年から今まで利子1%ついたとしたら物すごいお金ですよ。これを黙ってただ貸していつ返ってくるかわからないまま黙っていること自体が私は不当だと思うんです。いかがでしょう。

岡リニア推進課長 不当な貸し付けではないかとの御指摘でございますが、この貸付金自体平成2年に承認されました超電動リニア技術開発基本計画の中で定められました資金計画ですとか、本県の事業者の貸付金協定の内容に沿った正当な貸付金でございます。それから、全額返済を求めるべきではないかとの御指摘であります。冒頭、委員からも御指摘がありましたように同名貸付金に関する協定におきまして、償還については営業線開業までは据え置きとすると定めておりますことから、実験が継続されております現時点で償還を考える必要はないものと認識しております。

以上でございます。

小越委員

私はこの平成15年度の監査のところにも載っております「金銭消費貸借契約が付議されるべき条項からかけ離れたものになっている」と、このような不当に貸し付けたまま今回も1円も請求しないということは、私はこれは不当な貸し付けであり、山梨県としてちゃんとこのお金を返してもらうように、そしてこれが多額の金額ですから、この県の財政難のときにリニアだからといって、これを実験線もいつ

までかかるかわからないまま黙っているのは、私は不当だということを指摘しておきます。

(経済対策による県財政への影響、公共事業の県経済への影響及び県債残高と返済の見通しについて)

次に、税収のことについてお伺いいたします。昨年度の県税収入は当初の見込みでは知事の所信等におきまして、法人二税の回復により実質県税収入は 2.7% ふえ 969 億円になり、若干改善するとしておりましたけれども、決算では一般会計の歳入は 3.2% の減、先ほどもお話がありましたがお繰入金や国庫の支出金が減ったためとしております。ただ、県税の県民税、法人二税とも当初予算に対して合わせて 13 億円以上少なくなっています。部局審査によれば一部の大きな企業に左右されて変動があったこととおっしゃっておりますけれども、例えばこの平成 24 年 10 月 26 日発行の第 11 回市場公募地方債発行団体合同 IR 説明会によりますと、山梨県は平成 22 年度のこの資料ですけれども、実質法人二税は人口 1 人当たり多いほうから首都圏等を除きまして 2 位、全国では 8 位となっております。この傾向は 24 年度も変わらないのでしょうか。

鷹野税務課長

1 人当たりの順位についてはまだ全国状況が固まっておりますので承知をしておりませんが、いずれにしても本県の法人二税の 1 人当たりの税収額というのは全国でも上位であるものと承知しております。

小越委員

そうだと思うんです。そしてもう一度この資料を読みますと、山梨県は実質県税は人口 1 人当たり多くないんです。主要都市の中では低いほうです。だけど、法人二税は上位である。つまり特定の企業がうまくいったときはすごく税収が上がる。しかしこの資料にも載っていますけど、リーマンショック以降は順位を落としているわけです。その反対に借金、県債の残高は全体として、平成 24 年度は県全体で 1 兆 399 億円と聞いております。この借金の額 1 人当たりはこの資料を見ますと、平成 22 年度は人口 1 人当たり少ないほうから首都圏で最下位、すなわち一番多いわけです。そして全国では少ないほうから 42 位、多いんですよ。そして地方債残高、標準財政規模当たり少ないほうから首都圏では最下位、つまり一番多いわけですよ。借金がすごく多い県、それは今後も続いていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

田中財政課長

本県の今後の県債残高の動きと、あと他県の状況を見なければわかりませんので、今ここでそういう状況にあると言い切ることは難しいと思います。

以上です。

小越委員

審査意見書の 22 ページに歳出の全体の状況が載っております。それによりますと、土木費の割合は歳出の中で全体 15.4%、平成 23 年度に比べて 0.1 ポイント上がっております。昨年度は先ほども御説明がありましたけれども、12 月と 2 月に大きな経済対策を行いました。そしてこれはやってみなければわからないかもしれませんが、土木費の割合、23 年度も全国で第 2 位でした。そして 24 年度は若干ふえています。さらにこの公共事業の積み増しを 2 月、12 月にやっただとしますと、繰り越し分の 15.4% は入っていないというふうに聞いておりますので、今後、25 年度土木費の割合はもっと上がっていくという見込みでよろしいのでしょうか。

田中財政課長

繰り越分がさらに繰り越される場合もございますので、土木費の割合についても今

ここで確定的なことは申し上げることはできません。

小越委員

すなわち先ほど言ったみたいに山梨県は法人二税は多いけれども、県税全体の収入が少なく借金が多く1人当たり多い県なんです。それは公共事業によって土木費の借金がふえている。そして今回もたくさん積んだということになりますと、ますます1人当たりの借金額は全国でトップクラスになるというふうに私心配しているんです。それでお伺いしたいんですけども、昨年度、経済対策で公共事業をどんどんやりました。それは繰り越されているんですけど、それが県の税収に法人二税だけじゃなくて、県全体の所得をふやすためにどのような影響があって、どのような効果があったのか教えてください。

弦間知事政策局政策参事 経済対策による公共事業への影響・効果の御質問でございます。国の経済対策に伴いまして、本県でも24年度2月の補正予算で341億円余の公共事業費を計上いたしたところでございます。緊急経済対策に伴う公共工事というのは、昨年度末から早期の事業執行を図っておりまして、山梨県内では本年4月～10月までの国・県・市町村が発注した公共工事、これは前年同期に比べまして件数で10%、請負金額で16%増加をしております。また、日銀が10月21日に発表しました地域経済報告によりますと、山梨県が含まれます関東甲信越地域の景気は緩やかに回復しているということが示されており、この回復は公共事業の増加が大きく寄与したというふうに考えております。公共事業につきましては県内全域に多様な雇用を発生させるなど、建設業就業者の割合が本県は高いわけでございますけれども、一定の経済効果があると考えておりまして、今後も県民の皆さんにとりまして必要な事業をしっかりと見きわめながら、公共事業の執行をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

小越委員

今、景気が上向いていると言いましたけれども、帝国データバンクの状況を見ますと、また山梨県最下位になったというふうにお聞きしています。先ほど言いましたが法人二税の1つの企業がよくなったとしても、全体の県民がどのくらい潤ったかということをしなないと、公共事業をやれば景気がよくなるって、今、行かないんですよね。逆に公共事業をやって借金だけふやしていくと、あと何年間後、10年、20年後のときに負担がすごくふえるということ念頭に置いて、どのような経済対策が必要かということ、借金の額、他県と比べて非常に多いと私は思っています。その返済のことも考えて経済対策を打っていくべきであり、公共事業だけやれば景気がよくなるということは間違いだと思います。

(人口定住対策における具体的な施策の決算と成果について)

次に行きます。昨年度の知事の主要な政策は3つありました。このうちのここにかかわるところをまずお聞きしたいと思います。3つあったのは新産業の創出、人口定住対策、そして甲府市中心市街地の活性化、この3つが平成24年の知事の所信表明にありました。そこでお伺いいたします。人口定住対策というのは昨年度どのような事業でどんな決算になったのかまずお示してください。

弦間知事政策局政策参事 人口定住の促進につきまして知事政策局のほうから全体的な概要をまず説明させていただきます。人口の減少というのは地域の活力低下を招く大きな要因であるということから、全庁挙げて取り組むべき重要課題という位置づけをいたしまして、平成24年度に庁内各部署の職員15名で構成いたしますプロジェクトチームを立ち上げて、人口の社会減に係る調査研究並びに施策の立案、課題の整理な

どを行ってまいりました。そのうち平成 24 年度につきましては、観光部におきまして二地域居住移住の促進に関する事業を、また産業労働部におきましてU I ターン就職の促進に関する事業を、また農政部におきましては移住者も対象として新規就農者の定着に関する事業などを実施してきております。具体的な施策の状況・決算等につきましては、それぞれ事業担当の部局のほうの答弁になると思います。以上でございます。

小越委員

各課で 15 人で構成してやったというお話がありまして、先ほどのどなたかの質問の中にも人口減対策を考える検討協議会を開いたとたしかあったと思うんですけども、全体の方向としてどういうふうにして社会減を食いとめていくのか、観光部は観光部、それから、農政部は農政部ではなく、県全体として、知事政策局としてどういう方向に持っていくのか、どういう人を呼び寄せるのか、いや、とどまらせるのか、高齢者なのか、若い人なのか、どこからなのか、そういう考え方、方向とか方針、そういうものはお考えなんですか。

弦間知事政策局政策参事 24 年度に設定いたしましたプロジェクトチームというのは、先ほど委員おっしゃいましたように都会から転入してくる方、移住者をふやすということと、転出を抑制する、本県から出ていく人を少なくするというふうな両方の観点から社会減対策ということで、それぞれ部局から担当者を集っていただきまして、知事政策局が中心になって課題の整理、施策の立案を行ったところでございます。それが平成 24 年度の補正予算あるいは 25 年度の新規事業として対応しているところでございます。また、もう一方では自然減対策、少子化対策というのがございますが、これは今年度企画県民部の理事を中心に担当部局をまじえた会議をしておりまして、社会減対策と自然減対策は人口定住対策の車の両輪でございますので、全体に知事政策局がかかわる中で対策を進めております。

以上でございます。

小越委員

例えば田舎暮らしを展望したいということで都会にいろんな話を持っていくときに、来てみたら学校もない、保育園もない、病院もない、バスもない、買い物にも行けない、「何だ、これは」というような御意見もあります。各部局だけではなく知事政策局として、山梨県はこういうところがあるんだ、そしてちゃんと病院も近い、それから、学校もある、足もある、そして就労もあるというところを全体をやらないと、田舎と自然があるだけでは人は来ないと思うんですね。そこを含めてぜひ人口定住対策を考え、全庁的に取り組んでいただきたいと思います。

(開かれた県政について)

最後に、部局審査のときに総括審査でとありました。開かれた県政としてどのような事業があるかまずお伺いしたいと思います。県民からの声を集める開かれた県政としてどのような方法があり、どのような実績があるかまずお示してください。

茂手木知事政策局次長 県では開かれた県政の実現のためにさまざまな広聴活動に取り組んでおりまして、県政ひざづめ談議や県政クイックアンサー制度のほか、県政モニター、県政出張トーク、県政出張講座などの事業を行っているところでございます。実績といたしましてはクイックアンサーにつきましては平成 24 年度は 358 件の御意見が寄せられておりまして、ひざづめ談議につきましては平成 24 年度は 20 回開催して参加者は 280 人、それから、県政出張トークにつきましては平成 24 年度につきましては 32 回開催しておりまして、県政出張講座につきましては平成 24 年度は 87 回開催をいたしております。

小越委員 ひざづめ談議、これは知事が皆さんのところに直接行って、皆さんから広く御意見を伺うと、出張トークや出張講座はこちらから、県のほうからこれを聞いてくれという話だと思うんですけれども、部局審査のときにお伺いして途中になってしまったんですが、ひざづめ談議を20回やって280人ですけれども、何回か公募でやりました。公募したときに2人か3人くらいの応募だということでしたが、なぜこんなに公募が少ないんでしょうか。

茂手木知事政策局次長 この問題につきましては、ひざづめ談議につきまして特に少ないというような状況とは認識していなくて、どこにおいても苦労されているようでございますけれども、ひざづめ談議の場合に公募者の申請が少なかったその原因といたしまして幾つか考えられるところであります。例えば昼間の開催で時間が合わなかったりとか、あるいはテーマが合わないとか、応募要件として現在作文をお願いしているんですけれども、作文が負担であったといったようなことが考えられるのではないのでしょうか。

小越委員 そのような負担があったとなれば、それを22年度から23回やっているわけだから、24年度はそれを改善してもっと広く皆さんが参加できるように改善することはなかったんでしょうか。

茂手木知事政策局次長 作文につきましては限られた時間枠の中で密度の濃い対話を実施していくためには、テーマにつきまして参加者の方々がよく理解されて、しっかりとした考え方を持っていらっしゃる方ということが、やはり有意義な対話を行うためには必要と考えております。したがって、応募書類としてテーマによりましては作文を書いていただいて、こうした点を確認させていただいているところでございます。

それから、昼間の開催ということでございますけれども、現在昼間開催しているんですが、ひざづめ談議を開催するに当たりまして、例えばテーマが農業の振興でありましたら農繁期は避けるだとか、観光振興でありましたら観光の繁忙期は避けるだとか、そういった日程上の調整を現在しております。昼間でなくて夜開催していただきたいというような声というのは、特に今までのところ我々のところには寄せられておりませんので、今のところ原則的に昼間開催ということでやらせていただいております。

小越委員 そもそもそういう要望がないということ自体をどう見るかなんですよね。県と市町村は違うかもしれませんが、市町村の首長さんはかなり細かいところまで言って、皆さんの御意見をフリーにお聞きするという姿勢を出しています。県によっては知事も各地方に行って何でもいいから話を聞かせてくださいというふうな、そして作文なんかなくてもいいからとにかく来てくださいというこちら側の姿勢なんですよ。選ばれた者しかお呼びしませんよという姿勢があったり、作文を書かなければ来てはだめですよという姿勢があると、言いたいことも言えないような、聞いてくれないという姿勢をこちらが出していると思うんです。最初は、だから……。

委員長 議事が堂々めぐりの感があり審議が停滞しておりますので、質問及び答弁は整理して簡潔にお願いいたします。

小越委員 部局審査で聞けなかった部分での確認と、私の意見ですから言わせてください。私は、だから、もっと皆さんに開かれた県政にするために、知事がこちらから出て

いって出張するような、そういうタウンミーティングをするべきだというふうに提案しておきます。

終わります。

(予算の不用額について)

白壁委員 まず、いつも決算を聞いていて思うことは不用額、先ほども財政課長が言った不用額って悪いことなんですか、ちょっとお聞きしたい。

田中財政課長 予算を編成する段階において御審議をいただいておりますので、正確に見積もった結果、不用が出てしまうというのは余りよくないことであるというふうに考えております。

白壁委員 不用額は出てしまうものなんですか。不用額は出すもんじゃないんですか。

田中財政課長 国の補助が減少しまして、それに伴って結果的に出てしまうものがあります。それと、あと自分たちで出すという、余らせるという部分もございます。

白壁委員 例えば基金事業でこうだとか、その関係で出てしまう、これはよくわかる。でも、今、何ですかね、昔の幕末、上杉鷹山が藩政の財政を改革させようと言ったときと同じようなことで「入りを凶って出ずるを制す」時代でしょう。だから、皆さんのところだって予算を編成するときには相当厳しい積算基礎で予算をしてないですか。その中でいかに少しでも繰越額を残して翌年度に持っていこうという努力が何で悪いんですか。

田中財政課長 それは御指摘のとおりでございます。不用として出すか、もしくは繰り越しをするか、減額補正をするか、そういったやり方がございまして、不用として出すとそんなによくはないかなというふうに考えております。

白壁委員 だから、一律、先ほどの課長の答弁「不用額は悪いことでありまして、こうであります。」は違うと思います。不用額を出すべきものは出してもしょうがないんだけど、皆さん努力しているんですもん。それはもう課長クラス以下のところで一生懸命努力して、1円でも少しでも安く発注をかけたりということをやっているわけなんですよ。だから、そういうことをちゃんとと言わないと財政不如意の段階でいってこういう今の時代だと、我々はこういう努力もしております、片やこうでありますという言い方をしなければだめだ。そうしないとみんな県議会のほうは何で残したんだと、この金をちゃんと使わないでおまえら机の下にしまっというじゃないかという話になるんだ。違うんだって、今は。それはじゃぶじゃぶの時代、予算も規模も大きくじゃぶじゃぶしている時代であれば、何で使わないんだ、それによって県の経済が回るとか何とかという話でしょう。今、違うんだ。

(収入未済額の不納欠損について)

それと収入未済。収入未済というのを企業、法人会計で言うと売り掛けだ。でも、地方公共団体の財政的なものからすると、これは基準財政収入額の中に入ってくる。入ってくるということは交付税の中でそれが算入されないということは、早く不納欠損にしなきゃだめなんだ、この点についてはどうですか。

石原出納局次長 不納欠損処分でございますが、公法上の債権については、法令に定める時効期間が経過したものについて不納欠損処分を行っております。私法上の債権については、

先ほど私のほうからも回答させていただきましたが、権利放棄の判断基準にのって行うということが今の処理の方針でございます。

白壁委員

よくわかっております。ですから、法的なもの、それから、不納欠損が多いと何で不納欠損にしたんだという話になってしまう。でも、僕は違うと思う。やるべきものは、当然、やるべきものを早く不納欠損にしないと、いわゆる基準財政収入額の中に算定されてしまう。それによって、例えば早くすることによって入りと出を調整をしながらいかに繰越額を出して、今度またこんなこと言われるんだ、「繰越額を何で出すんだ」と。違うんだと、繰り越しというのは繰上需要的な発想で行かなきゃだめなんです。時代は違うんだ。じゃぶじゃぶの時代じゃないんだよということなんです。最後に「入りを図りて出ざるを制す」、この捉え方を総務部長に聞いて終わります。

前総務部長

まず予算編成の際にしっかり見積もりを行うと、あと執行の経路についても適切に把握をしていくということがまず大前提だと思います。その上で不用額の話もありましたけれども、まず執行段階で削減すべきところは当然削減するというのは当然だと思いますので、それをやった上で最終的な決算をどういうふうに移っていくかということを検討するということだと思っております。

以上でございます。

委員長

以上で質疑・意見を打ち切ります。

これをもって知事政策局・企画県民部・リニア交通局及び総務部関係の総括審査を終結いたします。

質 疑 企業局関係

(引当金相当額の預金処理について)

山田委員 キャッシュ・フローを出していただいたんですが、そのときに聞けなかったので、退職給与引当金とか、あるいは修繕準備引当金、湯水準備引当金、どの科目でもいいんですが、それぞれ決算上見ると現金・預金の分に確かに載っているんですが、実際にそれぞれの引当金ごとにいわゆるコンクリートされているものなんでしょうか。それともその引当金相当額の預金として持っているだけなんですか。その点をお聞きします。

渡辺総務課長 引当金は負債額に計上してございまして、退職給与引当金でございましたら職員が全員自己都合で退職した場合に必要な退職金の額を引き当てるということで、負債額に計上してございまして、その反対科目として現金・預金があるということでございます。

山田委員 すこし私の日本語の使い方がうまくなかったのかもしれませんが、つまり現金・預金には色が無いけれど、その積当金に相当するものとしていわゆるコンクリートして持っているのかと、そういう話です。

渡辺総務課長 委員御指摘のとおりでございます。現金・預金に色はございませんが、その用途としまして積立金ないし引当金として計上しているものでございます。

(電気事業会計について)

高野委員 公営企業会計決算書の業務という 19 ページなんですけど、この中に西山発電所目標供給電力量 8,959 万 6,000 キロワットアワー、この目標供給電力量というのはどのように 24 年度のものを決めたんですか。

仲山電気課長 現在、電気事業のほうは東京電力のほうに売電を行っておりますが、その東京電力との売電契約の中で、過去 10 年間の実績をもとに当該年度の発電量を算定しまして、それに基づきまして目標電力量というものを決めております。
以上です。

高野委員 この 23 年・24 年の対比があるからこのページでかなりよくわかるんだけど、広瀬と天科と柚ノ木の発電所というのは目標供給電力量よりも発生電力量のほうが多いと、ほかのところはみんな少ないんですけど、これは何の違いがあってこういうことになっているのですか。

仲山電気課長 基本的には企業局の発電所は流れ込み式といたしまして、河川の流量に応じて発電するような方式になっておりますので、基本的にはその地点における降雨によります河川流量に基づく結果ということになっております。

高野委員 では、大体この峡東地域のこの辺は雨が多かったという、そういう理解ですか。

仲山電気課長 笛吹川水系の広瀬発電所等につきましては、広瀬ダムがございまして、そこで 1 回貯留されてからの発電ということになりますが、基本的には広瀬の発電所より上流の降水量、流量に影響されるということでございます。

- 高野委員 それに比べると、逆に言えば、奈良田とか、この辺のものが前年のものに比べて、目標供給電力量よりもかなり下がっていますね。そうすると、この理由は先ほどの、逆の考えですか。
- 仲山電気課長 雨の降り方がやはり県内画一的ではございませんで偏在的に降っておりますので、23年は比較的雨の多い年でございましたので、それに比べて少なめの傾向がございました。
- 高野委員 では、23年の発生電力量で、23年の目標供給電力量はここに書いてないからわからないんだけど、結構この電力事業も何か前年の部分がよく書いてあるやつと、前年の部分が書いてないやつと、何となくみんなにわかりにくいような書類が多いんじゃないかなというふうに思うんですけど、例えば次のページの20ページの総合制御所水力発電費で24年度3億1,922万3,998円に対して23年度が2億4,600万円。特にここが一番大きいような気がするんですが。この違いというのはどうしてですか。
- 仲山電気課長 23年度の2億4,600万円に対しまして平成24年度の3億1,900万円というこの営業費用につきましては、総合制御所でこの年、発電所監視のシステムを更新するという比較的大きな工事がございました。そのことでこちらのほうの金額がふえているということでございます。
- 高野委員 大きめの工事の詳細はどこに記載があるわけですか。
- 仲山電気課長 工事関係の項目は15ページから記載がございます。その中で15ページの改良工事につきまして総合制御所の関係は下から2つ目の枠の中、監視制御システムの無停電電源装置の改修工事が1,176万円です。また、次のページ、16ページの保存工事が修繕費等がございます。この中で総合制御所は下から2つ目、これは比較的工事として小ぶりになっておりますけれども、外壁の補修工事598万6,050円という工事でございます。工事関係は以上でございます。
- 高野委員 大きい工事といっても約600万円だけど、逆に言えば26ページの総合制御所水力発電費の下に詳細が書いてあるんだけど、給料、手当、福利、法定福利、これだけ合わせても何となく当初予算額よりも600万円ぐらい減額となっているようだけど、その辺はどういう説明ですか。
- 仲山電気課長 失礼しました。費用で1つ落としているものがございまして、27ページの中ほどに上から10行目の固定資産除却費でして、これは改良をしたときの資産の除却をする項目でございますが、その内容が7,242万円余ということで、ここに記載されております。
- 高野委員 これだけで、7,000万円以上違っているから、この固定資産除却費の7,200万円、これそっくりぐらいの金額が違うわけ。では、前年に固定資産除却費の部分はなかったということですか。
- 仲山電気課長 そのとおりでございます。前年は固定資産の除却費はございませんでした。
- 高野委員 せっかくここに決算書がこういうふうにあるんだったら、余白に24年と23年を書いても、書けばあえて聞く必要がないかもしれない。前年ないものがことしあ

るということが、何か初めて質問してわかるような気がしないでもないけれど、何となく非常にわかりづらいような気がするんだけど、そういう説明しかないのであればそれはしょうがない。

(温泉事業会計について)

あと、温泉の計画なんですけど、給湯料と温泉料金の部分、料金は 99.8%でほとんど同じなんですけど、これは例えばホテルがつぶれたりしているときに、口数というものの変化というのはあるのですか。

渡辺総務課長 温泉の契約口数につきましてはお手元の決算書の 55 ページをごらんいただきたいと思います。業務のところに業務量がございまして、そこに契約件数として 24 年度の 4 月～3 月までの件数、それから、契約口数を記載してございます。

高野委員 そこを見て、今、聞いているんですけど、この口数の増減が前年に比べてあるの、ないのという話を聞いているんです。

渡辺総務課長 ここに記載がございませんですけど、全体としては減少傾向にございます。

高野委員 減少傾向にあり、約 20 万円下がったということですね。

渡辺総務課長 まずこの事業が発足した当時には 562 口ございました。これがだんだん減ってまいりまして、24 年度中はここに記載のとおり契約口数でございまして、本年 4 月現在は 524 口ということで減少してまいりました。これは主に実際に使用してない方、権利だけしか持っていないような方が徐々に契約を解除していったということでございます。

高野委員 皆さんのつくる数字は非常にうまくて、契約件数とか書いてあるんですけど、前年が書いてない。こっちの決算説明資料との、すり合わせが非常にわかりづらくつくってあるんだと思うんだけど、わかりづらいからあえて聞いているんですけど、では、口数はほとんど変わらない、お金も温泉事業のほうでは変わらないという、そういう理解でいいのですか。

渡辺総務課長 契約口数につきましては長い目で見ると減少傾向にございますが、短い目で見ますとほぼ横ばいということでございます。したがって、給湯料収入につきましても 24 年度につきましては前年度とほぼ同様な実績でございました。

高野委員 決算説明資料の企の 3 ページにある支出 2,753 万 8,000 円、こっちはよくわからない。決算書の中に書いてあると思うんですけど、この 2,753 万 8,000 円の内訳は何ですか。

渡辺総務課長 2,753 万 8,000 円、こちらは資本的支出でございまして、石和温泉の配湯管の敷設がえ工事、それから、石和温泉管理事務所の施設の改修を今後予定しております、そのための設計委託費でございます。

高野委員 これはこの金額で今言ったことができるわけじゃなくて、24 年度にこの積み立てをしたということで、例えば 25 年度にもお金を継ぎ足して今言った事業をしていくということですか。

渡辺総務課長 これは 24 年度に 2,753 万 8,000 円支出をし、事業を行ったということでございます。その財源といたしまして、23 年度までの利益剰余金がございます。それを、建設改良積立金などに積み立てて、財源としたというものでございます。

高野委員 いや、それを財源にしてもしなくてもいいんだけど、例えば収入と支出があって使ったのであれば、当然、マイナス 2,753 万 8,000 円になるわけですね。だから、これは、もう一度、どこから引き出しているのか言ってください。

渡辺総務課長 こちらは資本的支出でございますから、収益的収支で生じた各年度の利益剰余金を決算の際にそれぞれの積立金に処分いたします。その中の建設改良積立金としてこれまで積み立ててきたものを取り崩して 24 年度に資本的支出ということで事業を行ったものでございます。

高野委員 よくわからないですが、この決算書のどこかにあるんですか。

渡辺総務課長 決算書の 46 ページをごらんいただきたいと思います。こちらに温泉事業の資本的収入及び支出の記載がございます。支出の欄の決算額 2,891 万 4,900 円とございます。これは消費税込みの数字となっております。税抜きにいたしますと 2,753 万 8,000 円、先ほどの数字でございます。

高野委員 片や税込み、片や税なし。その辺がよくわからないですが。

渡辺総務課長 通常、私ども決算の状況ということで御報告いたしますのは、税抜きの数字で出ております。決算書は税込みという形で出させていただいております。

高野委員 もう 1 度言ってください。

渡辺総務課長 私ども決算状況ということで毎年公表しておるわけですがけれども、その数字につきましては税込みだとわかりにくいということもございまして税抜きで、消費税抜きで数字を掲げてございます。ただ、決算書という形でこういうふうに整理いたしますときには、すべての消費税につきましても受け取って、仮受消費税ということで処理いたしますので、また消費税としてお支払いしますので、消費税も込みの数字で決算書は整理させていただいております。

高野委員 金額が大きくなれば消費税の部分もかなり多額になるんじゃないかと思うし、特に何億、何十億円ということをやっているんだから、よく意味がわからないですが、何しろこういう決算書類もなるべくわかりやすいようにつくってもらったほうが、聞くほうも楽だし、答えるのも楽ではないかと、そんな気がするんですが、その辺についてその整合性は理由があるのですか。

安藤公営企業管理者 委員御指摘のように税込みと税抜きの数字でございますけれども、例えば予算上の資本的収入とか支出というのは、これは予算において執行を行う支出の統制ということがありますので、税込みで予算計上をしております。これは一般会計も同様でございます。一方、企業会計の場合は損益計算書あるいは貸借対照表というものをつくるわけですがけれども、消費税というのは基本的には経済活動上これは中立的なものですから、預かった消費税、それから、払った消費税、この差額は国に納めるという制度ですから、貸借対照表上、それから、損益計算書上は消費税というものは出てこない。予算に関しては執行部の歳出を統制するという観点から総額、

消費税を入れた全額になっているということでございますので御理解をお願いいたします。

(地域振興事業について)

高野委員 次に地域振興事業収益、1億3,162万円が地域振興事業ですが、この1億3,000万円の端数の数字は今言った税金、消費税なのですか。

渡辺総務課長 24年度の企業局納入金は1億3,000万円でございます。それに消費税といたしまして600万円ほどこちらのほうに計上してございます。

高野委員 1億3,600万円ということ。そうじゃないですよ、1億3,000万円に対して今言った600万円が地域振興事業の全体ということですか。

渡辺総務課長 税抜き価格で1億3,000万円でございます。そしてこれに消費税が650万円加算されまして1億3,650万円でございます。

高野委員 1億3,650万円という数字はどこに出ているんですか。

渡辺総務課長 決算書の65ページでございます。こちらの収入の欄の営業収益、決算額が1億3,650万2,733円でございますが、このうち1億3,000万円が企業局納入金、それから、備考欄でございますが、消費税といたしまして650万130円でございます。

高野委員 76ページのこの営業収益の2,603円とか、こういう数字は営業収益、営業外収益等が合わさった数字ということですか。

渡辺総務課長 恐れ入ります。76ページのこの24年度・23年度対比した表、こちらは税抜きでございます。1億3,000万円、あと2,603円という端数、これは施設貸付料でございます。ですから、大きく企業局納入金で1億3,000万円、税抜きの数字を掲げてございます。

高野委員 もう一回言ってみてください。

渡辺総務課長 76ページの平成24年度の地域振興事業収益、そのうち営業収益で丘の公園事業収益がございます。この決算額が1億3,000万2,603円でございます。この内訳は消費税抜きで1億3,000万円の企業局納入金、それから、施設貸付料ということで2,603円計上してございます。

高野委員 丘の公園から2,603円を使用料としてもらっているということですか。

渡辺総務課長 1億3,000万円が企業局納入金でございまして、それから、携帯電話のアンテナをそちらへ設置しておりまして、そのため行政財産使用料の貸付料として2,603円を収入として計上しております。

高野委員 今年度3月の終わりには指定管理者が新たに選出されるようですけど、指定管理者になった人たちの会計がもう少し一般の人にもわかりやすくなるように、何か良い一覧表を。決算書でもよくわからないし、決算説明資料でもよくわからないという感じがしています。決算はそんなに大事ではないかもしれないけど、何となくイコ

ールの線が引けるようなものをつくってもらいたいなど、そんなふうに思っております。特に公営企業会計のお金については、振り込まれる部分は県の一般財源にもなるわけですから、もう少し細部にわたって注意を払ってもらいたいなというふうに思っています。

安藤公営企業管理者 先ほども申し上げましたけれども、税込みで、歳出を統制するという部分は税込み、それから、企業の年間の収益、それから、資産の状態をあらわす損益計算書・貸借対照表は税抜きという、これは企業会計のルールの中に基づいているものでございますけれども、今、委員御指摘がございましたように確かにわかりにくい部分はございます。これをどういうふうにしたら、先ほどお話しがありましたように例えば前年のものを入れるとか、そういうことによってできるだけわかりやすくできるように努力をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(地域振興事業について)

浅川委員 今、高野委員が数字的な細かい説明を求めましたので、ちょっと基本的なラインをお聞きしたいと思います。地域振興事業というのはゴルフ場と、温泉施設と、それから、レストランですか、この3つですね。特に丘の公園について、地域振興という事業に何かほかにはあるんですか。

渡辺総務課長 私ども丘の公園の事業を3つの分野に分けてございます。今、委員御指摘のとおりゴルフ場、レジャー事業、そしてレストラン事業、この3つで整理をしております。

浅川委員 指定管理料が少し過去にさかのぼるわけではありますが、1億3,000万円になったり1億2,000万円になったりと変化がありましたよね。この辺はどのような理由で増減なされたんですか。

渡辺総務課長 現在の指定管理者の指定期間が平成16年から10年間でございます。その際に指定管理者と企業局との間で締結をいたしました協定書、この中で6年目以降、平成21年度以降につきましては、経済情勢の著しい変動などがあった場合、企業局納入金の額を企業局と指定管理者の間で見直しの協議をすると、こんなふうに協定書で定められております。これに基づきまして平成21年度以降協議をして、企業局納入金について減額してまいりました。具体的には平成21年、22年、それから、24年が2,000万円減額して1億3,000万円、平成23年につきましては3,000万円減額いたしまして1億2,000万円といたしました。

その要因でございますけれども、経済情勢の著しい変動ということで、重油の単価が倍になってしい、大分高騰してしまったという点が1点。それから、ゴルフ場のプレー代金が周りのゴルフ場も下げておりますので、やむを得ず丘の公園も下げざるをえなかったこと、この2点で2,000万円減額いたしました。さらに23年度につきましては、東日本大震災の影響でゴルフ場の利用者数が減ってしまったという状況で3,000万円減額したところでございます。

浅川委員 過去の話になるんですが、当時、予算特別委員会が設けられたときに、前の企業局長さんがかなり企業局サイドに対して過激な質問もあったわけではありますが、当時のことを踏まえながらいくと今後もこういった変動をするのかどうかもしお考えがあったらお聞きします。

渡辺総務課長 今後、来年度以降のことということによろしいでしょうか。今度新しい指定管理

者との基本協定書は、県のほかの施設と同様に標準期間である 5 年間で予定しております。そういうことですので、今まで指定管理者との協議の中で見直しをしてきたと、こういうような場面はないものというふうに考えております。

浅川委員 最後に、平成 15 年に契約をするときに地域との方々との兼ね合いで、3 者協議会というものをたしか設置したように記憶しておりますが、その辺のいきさつについて現在はどのようなふうになっているのかお聞きして終わります。

渡辺総務課長 平成 16 年に指定管理者制度を導入するに当たって、平成 15 年から 3 者協議会というものを開催してまいりました。その中で指定管理者業務について、丘の公園の管理運営全般について御意見を賜り、私どもとしても検討してまいったところでございます。毎年 1 回開催をしております。その中で御意見も賜りながら、企業局の地域振興事業の経営に生かしてまいりたいと思っております。

(消費税の記載方法について)

山田委員 提出した質問事項の前に、先ほどの高野委員とのやりとりの中で確認をしたいのですが、渡辺課長の発言と管理者の発言で、私が聞き漏らしたのかもしれないけど、管理者の発言のように企業会計原則に従ってこの温泉事業については消費税抜きでやっている、予算は一般会計も含めて、それは税込みでやっているということ、課長、それでいいんですよね。少し違ったように聞こえたので。

渡辺総務課長 私の説明がちょっと言葉足らずだったと思います。管理者の申し上げるとおりでございます。

山田委員 そうすると、高野委員が言われたように、消費税が期中は税込みであってもいいけど、最終的に決算のときに税抜きになるということになると、未払消費税が立つという問題が出るので、その表記がなくて、この場合、例えば注記でやっているんですけど、そういう重要なものについては、特に税金とかというものについては金額が少なくても一応明示するという、企業会計原則ではないけれども、一般慣行の中でそう行われている。そうすると、この決算書上見ると当然決算で税抜きに直しますよね。そうすると消費税の精算額が出てくるはずなんで、決算書に出てないんですが、どう理解をしたらいいのか。

渡辺総務課長 消費税につきましては、決算書の 51 ページの温泉事業の貸借対照表がございませう。その中の 51 ページの一番下、4 の流動負債の中に未払金がございませう。この 204 万 100 円、これが未払消費税ということで貸借対照表上に計上してございませう。

山田委員 会計原則上間違いではないんだけど、未払金であっても、税金とかというものはまた別途抜き出さないという規定もあるので、やはり私はそういうふうにしたほうが企業会計原則にのっとった、今言う一般の方が見てもよりわかりやすいものに近づくのではないかなという気がしております。それについては、管理者のほうで今後見やすいものに変えていくということですので、ぜひお願いしたいと思っております。

(地域振興事業について)

次に、本来の地域振興事業なんですけど、85 ページをごらんください。長期借入金の明細書がありまして、24 年度に返済した金額はここに記載のとおりなんです

ね。そうすると、借入資本金とって延々とつながって返済期限が平成 10 年 3 月 31 日、これはまずもってこれを返済できると考えていらっしゃるのかどうかお聞きします。

渡辺総務課長 返済期限平成 10 年年度ということで大変長期にわたってございますけれども、指定管理者制度導入によりまして償還ができるようになりました。着実に償還してまいりたいと考えております。

山田委員 答弁としてはそれ以外あり得ないと思うけど、でも、現実はこの営業運転資金の 12 年 4 月、それから、17 年 4 月に借りた 16 億円と 12 億 8,000 万円でさえ、この状況なのですが、課長はどんな返済計画をお立てなんでしょうか。

渡辺総務課長 昨年度のあり方検討委員会で提言がございましたけれども、なるべく多くの企業局納入金を確保して、それをなるべく多く償還に充てると、そんな考え方がございます。そんなことで、毎年度 7,000 万～8,000 万円くらいの金額を償還してまいりたいと考えております。

(丘の公園のあり方検討会の内容について)

齋藤委員 丘の公園の検討委員会の内容についてということですが、先ほど 3 人の委員からいろいろお話がありました。ダブる点があるかと思いますが、まず丘の公園の検討委員会が開催されたということですが、この委員会のメンバーを教えてくださいいただけますか。

渡辺総務課長 委員会の構成は委員が 8 名でございます。そのうち学識経験者といたしまして、経営学を専門といたします大学の教授、公認会計士、産業関係の研究機関の代表の方 2 名、それから、公益企業管理者の経験者、この 5 名が学識経験者等でございます。それに残る 3 名は地域の代表といたしまして観光団体の代表の方、3 者協議会の地元の代表の方、地元の公益法人の方をお願いいたしました。

齋藤委員 検討委員会の役職はわかりますが、名前を教えてくださいいただけますか。

渡辺総務課長 まずキープ協会の事業部長でございます桶本様、それから、山梨産業文化研究所の代表の坂本様、それから、念場ヶ原恩賜林保護財産区管理会の会長清水様、それから NPO 法人清里観光振興会の副会長の高橋様、山梨学院大学の教授でございます野村様、それから、公認会計士であります萩原様、山梨総合研究所の副理事長の早川様、それから、歴代公営企業管理者の経験者として望月さん、以上 8 名でございます。

齋藤委員 ありがとうございます。

24 年度の事業の中で確かに景気の上昇等々が影響されてゴルフ場の利用者はふえていると。しかしレジャー部門の利用者が 5,584 人と減ってきているということでもあります。総体的に全体とすれば 1,024 人の減少ということが記載されておりますが、この減少者数と 2,000 万円減免した数字とのその状況をちょっと教えてください。

渡辺総務課長 24 年度の利用者数でございますが、実際減りましたのはレジャー事業で若干減っております。それから、レストラン事業は若干ふえております。一方で、ゴルフ事業は若干ふえてございます。ただ、ゴルフ事業につきましては 23 年度には震災

の影響等、あと芝の状況もちょっとダメージを受けまして大分落ち込んだと、それが回復傾向にあったということで今こんな状況になってございます。企業局納入金の減額との関係でございますけれども、これはあくまでも企業局と指定管理者との間で締結した協定書に基づいて、先ほど申し上げました原油の高騰とか、それから、利用者単価の下落といったことを原因として減額してきたものでございまして、利用者数の増減とは直接リンクはしておりません。

齋藤委員 直接リンクはしていないと言うけど、2,000万円という減額をしてやったということですから、やっぱりそれ相当の整合が合わなければなせ1,000万円ではなくてということになるわけですが、その辺の整合性の問題をこの検討委員会でも検討されたと思いますが、その中の御意見を教えてください。

渡辺総務課長 あり方検討委員会におきましては、まず丘の公園の現状について御報告いたしました。その中で過去このような理由で減額をしまいったということをしっかりお伝えして、検討いただいたところでございます。重ねてになりますけれども、指定管理者の経営状況、あるいは施設の利用者数の増減と、減額というものは直接結びつくものではございません。

齋藤委員 それにいたしましても、もちろん原油の高騰の問題もあります。しかしいろんな状況がありますが、やっぱり使用者が非常に減少したということの問題と、では、原油が高騰した、利用者が減少したということの、やっぱりある程度整合性が合わなければ、2,000万円という数字が出てこないということになるわけですね。その数字が適正かどうかということをもう一度、聞かせてください。

渡辺総務課長 2,000万円減額いたしました。その内訳は重油が高騰したということ、実際重油の単価が倍になっております。それに基づきまして1,000万円の減額、それから、利用者単価が約2,000円下がってございます。それで経営努力をしても1,000万円はカバーし切れないだろうと。これは指定管理者の責に帰すような要素のものではないと私ども判断いたしまして、2,000万円減額したところでございます。

齋藤委員 もちろんそれは理解されますが、要するに指定管理を受けた企業者が、では、どんな努力をしたのかと、努力をした成果というものはどういう評価をしているかちょっと教えてください。

渡辺総務課長 まず減額の趣旨といたしまして、これも重ねてになりますけれども、協定に基づくものでございます。21年度以降、企業局と指定管理者の間で協定を結んだ16年当時の状況とは変わってしまったと。10年間の長いスパンであるがために変わってしまったと、それをもって見直しの協議をしまいったというものでございます。それから、指定管理者の企業者としての経営努力ということでございますが、先ほど申し上げましたゴルフ場単価の下落、これが1人当たり2,000円下落していると。単純に約4万人の利用者の方がいらっしゃいますので掛けると8,000万円ぐらいになる。ただし、そのうち指定管理者が費用の削減、それから、利用者拡大策を展開していただいたと、これをもってある程度はカバーしていると、こんなふうなことを捉えて2,000万円の減額をこれまでやってまいりました。

齋藤委員 わかりました。そういう努力は認めますが、そこでお聞きしたいのは、今度、指

定管理者の制度の任期が切れ、切りかえということではありますが、検討委員会としても検討された結果、公募等どういう形で公募して選考したのか、その辺を教えてください。

渡辺総務課長 今年度、来年度以降の指定管理者の選定作業をずっと進めてまいりました。このスケジュールにつきましては、今年度の県その他施設の指定管理者制度の選定と同様なものでございます。指定管理者選定委員会を3回開催いたしまして、そして2カ月間の公募をいたしました。8月の中旬に公募を締め切りまして3団体の応募をいただき、その3団体につきまして指定管理者選定委員会でその提案内容を審査いただき、候補者を選定いただいたところでございます。

齋藤委員 今度、指定管理者に出す金額は、例えば減免したりしているいろいろやりましたが、その金額は、では、幾らで規定するという考え方を持っているんですか。

委員長 齋藤委員に申し上げます。決算の内容でございますので、先のことについてはさぐいませぬので。

齋藤委員 これはやっぱり将来的にも決算に影響があることでありますから、今度指定する金額というものは幾らに設定したんですか。

委員長 決算認定の可否を判断するための総括的な質疑でございますので、平成24年度に関して御発言ください。

齋藤委員 そうすると、この金額というものが2,000万円減額したということの中で、企業も、例えば努力したということではありますが、しかしその金額が果たして適正であったかどうかということの考え方、それを教えてください。

渡辺総務課長 減額した要因は重油の高騰とゴルフ場の客単価の下落という2点でございます。重油価格の高騰につきましては、平成15年に協定書を締結した当時リッター当たり33円であったものが、本年度72.6円と倍以上に伸びてございます。こちらでその施設の使用量を乗じますと約1,000万円ほどの費用が余計にかかっていると。それから、一方で客単価の下落ということで、16年当時は1万300円であったものが、24年度7,800円ということで2,000円以上、2,500円ほど単価が下落しております。これも近隣のゴルフ場の状況を見ましてやむを得ず下落したものと、これによりまして収入が大きく落ち込んだ、これを1,000万円と評価をいたしました。

委員長 委員長より申し上げます。質疑が堂々めぐりの感があり審議が停滞しておりますので、質問及び答弁は整理して簡潔にお願いいたします。

齋藤委員 それでゴルフ場の利用者はふえているということでもありますので、全体的にやっぱり金額が、1,000万円という根拠がそこでわからないところがあるわけですが、具体的な細かい根拠を教えてください。

渡辺総務課長 ゴルフ場の利用者数、23年度と24年度を比べるとふえてございますけれども、指定管理者制度を導入した平成16年度・17年度以降20年度当時は5万人近い方に利用いただきました。それがだんだん減ってまいりまして、22年度には4万4,000人で23年度には3万8,000人。これが24年度若干回復しまして4

万 1,000 人という状況でございます。そんなことで利用者数は 10 年間の中でだんだん減ってきて、最後、24 年度で若干回復したと、こんな状況でございます。

齋藤委員

わかりました。皆さんの努力でございますが、私はやっぱり将来的に平成 100 年度もかかって返済しなければならないということでありますから、しっかり管理して運営に取り組んでほしいというふうに思いますし、将来的な計画についてはまたしっかり次期の委員会で質問いたします。

以上。

(小水力発電の推進について)

早川委員

まず訂正をお願いします。最初に「小水力の推進」と書いてありますけど、「小水力発電」です。申しわけありません、訂正します。訂正していただいて、主要政策成果説明書の 30 ページの下のほうの 3 番ですね、小水力発電の推進についてでございます。この予算が予算現額 4,420 万円に対しまして決算額が 1,549 万 6,000 円となっています。これを見ると不執行額、執行残が 2,871 万 2,000 円で 65% に当たるものとなります。これはクリーンエネルギーの自給自足を進める上で、大切な小水力発電の取り組み計画が、一概には言えないんですけども、65% しか執行されてないということは、事業の進捗率が遅いようにも見えるんですが、まず要因が何なのか教えていただければと思います。

仲山電気課長

主な要因でございますが、30 ページに記載がございます小水力発電設備の研究費ということで、この金額が 2,100 万円でございますが、この内容を不執行としたことによるものでございます。これにつきましては、県内に適した安くて汎用的な機器の研究をするということで予算計上したものでございますが、この同じ内容を国のほうにもお願いしましたけれども、昨年度、24 年度に国のほうの事業として創設されて、県内の 3 カ所でも実証研究が行えるというふうなことになりましたので、企業局の目的としました研究が進むという判断で、この予算を不執行ということにいたしました。

早川委員

例えば国のお金がおりてきたから、そのお金は翌年度に繰り越されるお金じゃないですね、そのお金はどうなるんですか。

仲山電気課長

この予算については不執行としまして、25 年度には再度予算計上いたしません。翌年度に繰り越すとかという措置になるものではございません。

早川委員

いずれにしても、国から補助金が出て事業を行う成果を、この一番下に小水力ファスト 10 と書いてあると思うんですけど、特に優先的にやらなければいけない 10 地点に生かしていただいて小水力を進めていただきたいと思います。

続いて、同じく 30 ページの中で、やはり一番上ですね。新しく大城川砂防ダムを利用した発電所の実施計画を設計したようですが、これは従前の本会議で私も一部質問させていただいて、電力の自由化の進む中で、売電方法によって入札方式による収益の向上を私は提案したところ、答弁では「今後、新しい発電施設に関しては売電方法について、国の動向を注視していく」といった答弁があったんですけど、この 24 年度にあった大城川砂防ダムを利用した発電所については、売電方法の入札について新しい検討をなされたのかどうかまず伺います。

仲山電気課長

新設する大城川の発電所でございますが、固定価格買取制度が昨年 7 月に始まっておりますので、そちらのほうを適用していくということで計画を進めておりま

す。なお、入札については検討中ということでございます。

早川委員 本県の場合は検討中が多いんですけども、他県とか日本の中で実際に 24 年度、売電方法の入札方式を導入したところがあるというのは御認識なさっていますか。

仲山電気課長 入札方式をとったところがあるというところは聞いております。

早川委員 答えはここに書いてあるんですけど、東京都では実際に国の動向を見ながらなんですけど、もう既に売電方法の入札について検討しているので、この公営企業決算の審査意見書の 2 ページにも書いてあるんですが、「売電方法の多様化等の検討を加速し」と書いてあるので、ぜひクリーンエネルギー先進県の本県として、これ意見書にも書いてあるんですけど、24 年度の決算を受けて改めて本県の売電方法の考えを、同じ答弁になるかもしれないんですが、お伺いして私の質問を終わります。

仲山電気課長 現在、国のほうで電力システム改革ということで電力事業の改革が進んでおります。その中で企業局の売り先としてどこがいいかということにつきましては、なおよく見ていく必要があるため、今後、引き続き国の動きを注視していくという状況でございます。

委員長 以上で質疑・意見を打ち切ります。
これをもって企業局関係の総括審査を終結いたします。

質 疑 産業労働部・観光部・議会事務局・労働委員会関係

(指定管理者制度について)

高野委員 指定管理者でということですが、産業労働部は幾つの指定管理者を持っているか、お伺いします。

石原産業政策課長 産業労働部という観点ではアイメッセ山梨が指定管理の対象でございます。

高野委員 24年度決算の詳細について、どこを見ればいいのか、よくわからないんですけど、産業支援機構の決算内容、わかりやすく説明をしていただきたいんですが。

石原産業政策課長 商工費の中に入れておまして、アイメッセという名前は直接出てまいりません。昨年度の収入でございますが、展示場の使用料ですとか、会議室の使用料、また、自動販売機の収益などで、合計1億900万円余となっております。

委員長 石原課長、ページ数がわかったら教えてください。

石原産業政策課長 産の5ページでございます。一番下の第7款商工費(決算報告書192頁)商工総務費とありまして、その下の上から2行目でございます「アイメッセ山梨運営管理費」、これが歳出でございます。アイメッセ周辺の駐車場の借上料、これが主なものでございます。これが2,230万円余、それから、あと大規模修繕といたしまして駐車場の区画線を整備いたしまして、これが160万円、あと備品の更新費で約70万円余となっております。
以上でございます。

高野委員 当然、指定管理者だから指定管理者の中で、収入が幾らあるとか、そういうものは出てくると思うんですけど、24年度はこの一言でこう片づけちゃっていいわけですか。決算というものが指定管理者の部分もあるわけでしょう。その決算ってどういうふうになっていますか。

石原産業政策課長 決算につきましては、公益財団法人でございます。収入と支出がおおよそとんとんということでございます。

高野委員 産業支援機構は特に我々も、誰がどういう事業をするのに幾ら借りたとか、いろんな話し合いがあるんですが、24年度に対してはその営業的な部分での貸し出しとか、その辺の部分はこれ全然別になるのですか。

石原産業政策課長 貸し出しと申しますと、設備貸与とか、そういう部分のお話でしょうか。

委員長 課長にお伺いをいたしますが、詳しい資料はきょうお持ちでしょうか。

石原産業政策課長 ちょっとすぐ手元には、申しわけございません。よろしゅうございますか。

委員長 それでとんとんということですか。

石原産業政策課長 これはトータルの数字でございます。その内訳の設備貸与が幾らというのは。

委員長 では、ちょっと休憩を挟みます、暫時休憩いたします。

(休 憩)

委員長 再開いたします。

石原産業政策課長 済みません、失礼いたしました。

 やまなし産業支援機構の全体で言いますと昨年度の決算額が27億6,300万円でございます。そのうちアイメッセの運営に係る会計の決算額につきましては1億900万円余でございます。やまなし産業支援機構の11の会計をトータルいたしますと、先ほど申し上げたようにとんとんであるということでございます。以上でございます。

委員長 石原課長にお願いをいたします。とんとんとかですね、不適切な発言はやめてください。

石原産業政策課長 済みません。

遠藤産業人材課長 申しわけございません。指定管理は当課にも1件、中小企業人材開発センターがございまして、アイメッセの北側というか、北西側にある建物、そこを指定管理してございます。

高野委員 産業支援機構にしても人材開発センターのほうにしても、やっぱり決算するには明確な、予算がどうなって、前年度と比較してどうだとかというふうな、こういうふうな部分がないと、ただこれだけでは聞くにも、前回、説明聞いたけど、この項目だけ聞いているのではほとんどわからない、はっきり言って。だから、やっぱり、決算部分だけについても逆に言えばちょっと見直さなければいけないかなという気がしています。皆さん方は皆さん方でもちろん一生懸命やっているだろうし、ただ、全てのこの決算の審査の中で不用額とかいろんなものが多く出てきて、毎回の話題は不用額ということになって、これは永遠の課題になるだろうと思いますけど、やっぱりある程度、公益にしても何にしてもやるであれば、もうちょっと詳細な決算書が欲しいなど。あくまでも決算をやるというふうなことでありますから、そんなことについてどんな考え方でいるのか、見直すことも可なのか、その辺だけ少し聞きたいと思います。

矢島産業労働部長 説明がうまくないところがございまして申しわけございません。アイメッセの指定管理に伴う費用について申し上げますと、アイメッセは他の公の施設とちょっと性格が異なっておりまして、普通であれば人件費あるいは維持管理する費用等を委託料という形で県のほうが支出をして、その金額で受けられるかどうかというふうな審査をするということなんですけど、アイメッセにつきましては県のほうからの支出は一切ございません。あそこは展示場の収入、これが年間約1億円ございますが、この1億円で職員の費用、それから、施設の維持管理費用といったものを賄っていただいて、さらにその中から県に納付金という形で毎年、今、現在1,100万円ほどいただいておりますけれども、そういった費用を幾ら出しますかというふうな、そういった提案をしていただいて管理者を選定していると、こんな状況でございます。したがって、県のほうからの支出がなくて逆にもらうだけというものでございます。したがって、この決算上、指定管理の費用については収入の部分しかございません。

アイメッセのほうでのいわゆる全体の施設収入から含めての決算の状況は、産業支援機構のほうの経理の中にあるわけですが、その内容をざっくりと申し上げると、収入が約 1 億円あって、それから支出が、人件費 3,000 万円、光熱水費その他が 4,000 万円、施設の維持管理をするためにいろいろな業者に支払う委託料が約 2,500 万円ぐらいありまして、それに県に対する納付金が 1,100 万円ちょっとということで、ほぼ収入と支出が見合うような形で運営されておりまして、この内容で今後も頑張っていきたいということでございます。県といたしましてはできるだけこの施設の利用がさらに進むように、指定管理のほうからはより運営をしっかりとやっていただくというふうなことでお願いをしていると、こんな状況でございます。ということで、収入・支出については数字的な話はこの資料の中には出てまいりませんが、そういったアイメッセの特殊な事情があるということで、御理解いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

高野委員 よく説明してもらおうと聞くことが出てきてしまう。では、例えばあのアイメッセってつくるのに幾らかかったのですか。

矢島産業労働部長 建設費が約 50 億円ちょっと、それから、あと周辺の施設整備等も含めまして約 70 億円が建設費用としてかかっております。

高野委員 それは一般財源の中から返済をしているということ。

矢島産業労働部長 そのとおりでございます。

高野委員 やっぱり県でつくったものというのは結構そういうものが、お金だけ出して、簡単に言えば高度化資金みたいな部分、お金だけ出して何となくお金がもとへ戻らないでということもあるから、その辺までをやっぱり計算式の中には入れないと、本来はちょっとおかしいのかなという気がするんですが、そういう部分をさっき言った、毎年、毎年 1,000 万円ぐらいずつ、でも、1,000 万円じゃ 100 年もかかりますよね。さっきも 100 年かかるという返済があったけど、そういう部分というのをもうちょっと感覚的に、決算時、決算時でよく考えていかないといけないのかなという気がしますけど、どうでしょう。

矢島産業労働部長 御指摘いただきましたように、私どもしっかりコスト意識を持って、そもそもどれだけの設備投資にかかったのかということ意識しながら、今後の指定管理の選定あるいは施設の運営について、しっかり対応していきたいというふうに考えております。

(燃料電池関連産業の育成・集積について)

浅川委員 主要政策成果説明書の 5 ページ燃料電池関連産業の育成・集積について 1 点お伺いします。産学官が協力して知事の公舎の跡地に立派な施設をつくって、燃料電池は日本を代表するような方向で、渡辺所長も説明のときにかなり力説もしていたわけですが、その後、余り強力な報告もないわけでありまして、24 年度については、この辺については県のほうはどんなふうに捉えておるんですか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 燃料電池の関係でございますけれども、平成 24 年度につきましてはまず燃料電池のタスクフォースを立ち上げまして、現在 8 社が参画し、専属のコーディネーターを配置するとともに、やまなし産業支援機構、工業技術センタ

一の職員も中に入りまして連携して支援をいたしております。また 24 年度から関連産業の集積・育成支援事業補助金をスタートしましたところ、2 社が採択され、目下、その技術開発あるいは試作品の製作等に取り組んでいるところでございます。以上であります。

浅川委員 燃料電池自動車については国内メーカーが 2015 年に販売を予定していると聞いております。本施策の主眼である燃料電池関連産業の育成・集積については、現在どのような進捗が図られているのかお伺いします。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 今年度に入りまして、1 つには山梨大学と県内企業との共同研究につきまして、新たな進展がありました。具体的には、山梨大学に実用化研究スペースを設置しておりますけれども、県内企業が 1 社追加で入居をいたしたところでございます。さらにまた、このスペースには入居はしておりませんが、県内企業がまた 1 社、山梨大学のほうと共同研究に着手をいしているところであります。以上であります。

浅川委員 日本を代表する自動車メーカーというのは多分愛知県などに集積していると思いますが、この分野における産業の育成・集積について、愛知県だとか、静岡県あたりの取り組み状況を把握しているのか、お伺いします。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 燃料電池の研究開発につきましては、山梨県以外の先進事例と言われるところでは福岡県がございまして、そちらのほうでは、燃料電池もいろんなタイプがございまして、山梨県の場合は自動車に乗せるような固体高分子型の研究が中心でありまして、福岡県の場合は家庭用の燃料電池に使うようなタイプの研究が中心となっております。以上であります。

浅川委員 先ほどの 2 社は県内事業者ですか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 研究開発の補助金の 2 社につきましては、いずれも県内の企業であります。

浅川委員 当時、県内の何社かが参入しておりましたが、24 年も現在もその当時関連していた業者がまだ研究に関連しておりますか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 研究開発の点につきましては、タスクフォースのほうで 8 社が当時から研究を進めておまして、補助金の交付を受けてやっているのは 2 社ということであります。研究のほうは当初の予定どおり進んでおります。以上であります。

浅川委員 会社名を言っていただけますか。県内の 2 社を含めて、今、参入しているメーカー、24 年度でいいです。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 補助金のほうの 2 社は(株)ニステック、(有)イイノステンレスでございます。それから、タスクフォースの構成企業につきましては、企業情報の関係がございまして、オープンにしない取り扱いにしております。以上であります。

浅川委員 当時、私の記憶では N E D O から年間 7 億円でしたか、24 年度もそのくらいあそこには入っているはずですよ。7 年間だけ続けてたしかそんなふうに記憶しているんですが、24 年度は N E D O からどのくらいですか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 N E D O からの委託を受けているのは 7 年間で、約 70 億円になってございますので、一年あたりに直しますと 10 億円程度、来ておると思います。
以上であります。

浅川委員 24 年度についてはもう自動車のバッテリーという形に絞り込んだというようにお伺いしているわけですが、当時も、ちょっと過去にさかのぼるんですが、研究はここでしてみんな技術がとられちゃうんじゃないかという、かなりそういう心配もしながら来たんですが、その辺については、今、取り組み状況として、把握できる範囲で結構ですからお答えください。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 タスクフォースもことしに入って立ち上げたばかりですので、大きくこれだけというところはまだ見えない状況でございますが、本県の企業の技術の強みと言え、機械電子関連の切削、削るとか、研磨、磨くとか、あと精密微細加工といった分野でございますので、そのあたりの技術を生かせるようなところで事業化を目指しております。具体的には燃料電池本体ではなくて、周辺部品への参入であるとか、また燃料電池の特徴である非常にクリーンであるとか、振動が少ないというような優位性を生かしながら、新しい製品の研究開発ができればということで今は進めてございます。
以上であります。

浅川委員 最後になりますが、せっかく県も挙げたり、これだけ総力を入れているのにもかかわらず、着地点が見えないようなことは非常に残念でありますし、かなり私も質問の中でも県内の企業にそういったものを育成するような提案もしてきたわけですが、その辺の特段の取り組みをお願いをして、答えられるんであったら答えていただいて質問を終わります。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 先ほど出ました研究開発の取り組みも今年度 2 年目に入っておりますし、今は幾つか交付申請も上がってきてございます。また、ナノセンターの渡辺先生の御指導をいただきながら、少しでも前へ進化をしていくように補助金を出すなど、タスクフォースについても前向きに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
以上であります。

(海外でのブランド構築、販路開拓への支援と、ものづくり産業の海外展開の支援について)

浅川委員 次に、海外でのブランド構築、販路開拓への支援と、ものづくり産業の海外展開の支援について、主要施策成果説明書、16 ページについてお伺いします。2 つの施策は海外での販路拡大を目指しているが、それぞれの取り組む内容に違いはあるのか、この点についてはいかがですか。

平井産業労働部次長 今、委員から御指摘がありました 16 ページの 1 番と 3 番の事業ですけれども、私のほうから内容につきましてはお答えをいたします。2 つの事業の違いは対象と目的に違いがございまして、1 番の事業のほうにつきましては繊維製品、ワイ

ン、そういった地場産業の海外展示会への出展ですとか、販路拡大を支援することによりまして山梨ブランドの構築を目指すというふうな事業でございます。それに対して3番のものづくり産業のほうでございますけれども、こちらの機械電子産業といった製造業が展示会で、自社のすぐれた製品ですとか、技術のすばらしさを紹介することによりまして、主に成長するアジアの新興国へ進出した企業へ、新たな取引の拡大を目指すというふうな違いがございます。

以上でございます。

浅川委員 これによって商談が成立した成果がありましたら件数と、大まかで結構ですので内容をお示しください。

平井産業労働部次長 それでは、今の成果のほうでございますけれども、1番の海外でのブランド展開のほうは私のほうからお答えいたしますが、海外のブランドの構築、販路開拓に対する支援を昨年度は、ここの中にもありますが5件行いました。それぞれに助成をしたんですけれども、ニューヨークですとか、パリですとか、ミラノですとか、そういったところの展示会に出展を行いまして、全体合わせてでございますけれども、成果といたしますと、その場と、それから、それ以後の交渉を通じてでございますが、44件、1,000万円を超える成約が得られたという成果を上げてございます。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 ものづくりの産業の関係ですけれども、こちらはまだ事業が緒についたばかりでございますして、商談の成立実績については非常に限定的でございます。1回だけの出展では成約に結びつくのがまれだという状況であります。以上であります。

浅川委員 県の産業振興ビジョンを踏まえて、県として海外市場獲得を目指す地場中小企業としてどの業種を捉え、どのように支援・育成するのかお伺いします。

平井産業労働部次長 それでは、海外でのブランド構築のほうは私のほうからお答えいたしますけれども、なかなか海外展開といいましても、先ほど申し上げましたように地場中小企業、地場産業でありますので本当に小さいところが多いものですから、やはり海外へ進出するに当たりましてはいろいろな難しさがあります。リスクもあります。そういった面がありますので、私どもといたしますと、まずはそういう成長、そういう海外展開を考える企業につきまして専門家による個別相談、こういう課題があるとか、こういう問題がありますとか、こういうリスクがありますといったものを相談に乗るような形で行っているワークショップといったものを実施しております。それを検討した上で海外の実際の展示会等へ出展する企業に対して支援を行っております。

また、そういうふうな格好で最終的にそういう展開をしていくんですけれども、やはりそのもとになりますものとしては、それぞれの企業が市場獲得を得るために、それぞれの企業のブランド力、簡単に言いますとデザイン力とか、商品開発力とかいったものを磨く必要がありますので、そういったものに対しましても例えば職人ですとか、デザイナーを集めてイタリアのミラノで短期の研修会を行うと、そういうものを手がけていくという事業を行ったり、あるいは、都内のクリエイターですとか、デザイナーを産地のほうへお招きいたしまして、郡内の織物ですとか、甲府のジュエリーとか、そういうところにお招きして実際に交流をしていただくという中で、デザイン力とか商品開発というものを身につけたり、一緒にコラボして何か作品を創出すると、そういうふうな支援をしております。

以上でございます。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 ものづくりの関係につきまして、海外展示会への出展の助成とか、海外市場に関する情報提供とか、さらには現地のネットワークづくりの支援などを行っております。また、4月からジェットロ山梨が開設いたしましたので、そのネットワークを活用したり、幾つか支援メニューがございますので、そういったものをさらに活用していきたいと考えております。

以上であります。

(指定管理者制度について)

山田委員

まず、未収債権対策につきまして先ほど、冒頭、立川課長からお話があったので、これで了解をさせていただきたいと思えます。

次に、指定管理制度についてですが、先ほどの知事政策局のほうでも指定管理の件については質問させていただきまして、各指定管理を受ける企業についても、今いわゆる会社法とか、それぞれの法によって決算を公示する、開示するというふうになっておりますので、我々の委員会にどの指定管理の企業があるのかわかりませんので、積極的に委員に決算があればそれを提示してほしいということを申し上げましたら、そのようにするというふうに言われましたので、ぜひ産業労働部関係、観光部関係も含めてお願いをしたいというふうに思います。

それから、もう一点、ちょっと先ほど気になったのは、石原課長の答弁の中で公益法人なので収支とんとんと。公益法人であってもその中身を我々は決算認定しようとしているので、その点についてどういう趣旨だったのかお聞きしたい。

石原産業政策課長 済みません、先ほどの答弁の中で「公益財団法人であるから」というような趣旨でお答えをいたしました。たまたま結果として公益財団法人でありますので、多くの収入は得られないという趣旨で答弁を申し上げました。説明が足りませんでした。御理解いただきたいと思います。

山田委員

今後のこともあるからですけど、その収入が多い少ないということの議論でもないし、公益財団法人であるかないかについて我々は聞いているわけじゃなくて、その決算がどうやってるのかについて我々は認定してきているのでそこを言ったわけありますので、今の答弁ではちょっとまた理解しにくいなと思えます。

石原産業政策課長 先ほど部長から答弁いたしましたように、ほかの指定管理施設と違いまして収入が非常に多いと、納付金をいただいておりますということでございまして、維持管理に必要な所要額、収入・支出を合わせて、それから、先方から入っている使用料、納付額が毎年1,000万円をいただいておりますということで、赤にはなっていないという状況でございます。

委員長

山田委員の質問と石原課長の答弁が少し食い違ってますので、暫時休憩いたします。

(休 憩)

委員長

再開いたします。

石原産業政策課長 お手間をとらせて申しわけございません。24年度の決算におきまして正味財産の残高は43万8,421円、また平成23年度におきましては34万5,902

円、こういうふうな結果が出ております。

以上でございます。

山田委員 重ねてになりますが、指定管理者の決算報告については各担当の委員会に開示なり、注意喚起をしていただくということについてのお答えもあわせていただきたいと思っております。

石原産業政策課長 それぞれ各委員会におきまして、また資料を提示するとともに説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 暫時休憩いたします。

(休 憩)

委員長 再開いたします。

石原産業政策課長 知事政策局を初め関係機関と協議いたしまして今後検討させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(元 気 産 業 創 出 に つ い て)

齋藤委員 まず、元気産業創出について、主要施策の 4 ページ、産学官の研究開発の推進ということですが、この中で事業パートナーの中小企業からニーズの把握をしたのが 84 社あるということですが、これはどういう形で、どういう内容でこの事業を進めてきたのかお伺いします。

平井産業労働部次長 今回の委員のお尋ねのものは、それはアンケート調査でございまして、やまなし産業支援機構が私どもの補助金の中の一部を使いましてアンケート調査を県内の企業に対して行いました。回収されたのが 84 件ということだったと思うんですけども、お尋ねしたのは利用したい大学のシーズがあるかですとか、それから、それ以外に国の助成制度を利用したいかなど、いろいろな内容についてでございます。

齋藤委員 製品開発を強化して新分野への進出機会をつくるために、言うなれば産学官が連携してこの事業を取り組んだということですが、産学官がそれぞれどういう立場でどういう関係で連携して取り組んだのか、その内容を教えてください。

平井産業労働部次長 産学官連携事業、連携研究といいましてもいろいろな形がございます。県が主導して行うものとするれば、工業技術センターでは産業界ごとに例えば機械電子ですとか、プラスチックですとか、あるいは食料品ですとか、懇話会を持っております。そういう会でいろいろな話をする中で、企業のニーズとか、こういうことをしたいという話があって始めるものとか、それから、工業技術センターと産業支援機構が一緒になって企業巡回をやっておりまして、年間で延べ 2,000 社ぐらい回っておるんですけど、そういう中でやはり企業からこんなことをやってみたいというふうな課題が出されて、では、やってみましょうというふうなものがあります。あとは、やはり大学のほうからこういう研究成果がありますけど、シーズという形で研究成果の発表会みたいなものがありまして、県と共催でことしも 9 月にベルクラシック甲府でやったんですけど、そういったところに企業をお招きして研究成果

を見ていただく中で、おもしろいと、やってみたいなというような声があれば一緒に協力するとか、さまざまな形で行ってございます。

以上でございます。

齋藤委員　　そうすると、この予算はわずか総務費の中に 16 万円ぐらいの予算ですが、ほとんど会合とか、そういう協議会での話し合いに使う予算であったということの理解でよろしいでしょうか。

平井産業労働部次長　今、委員がお尋ねの 16 万円はアンケートに関するものでございます。

齋藤委員　　そのアンケートが 84 社から回答があったということですが、そのアンケートの結果、それがどう活用できる方向のアンケートだったのか、その内容を教えてください。

平井産業労働部次長　これは本当に例示になってしまいますけど、先ほど申し上げたように 16 社から大学のシーズを利用したいという回答がありまして、まずヒアリングというか、詳しい内容をお伺いするというところから始めております。特にその内容が具体的でこれは大学と橋渡しができるというものにつきましてはその中の 9 社ぐらいあったんですけども、それにつきましては希望する大学、これは山梨大学だけではなくて県外のほかの大学もあるんですが、そういったところも含めてコンタクトをとって橋渡しを行うというような格好で進めております。

齋藤委員　　せっかく調査したことですからしっかり生かされるような形で、やっぱり新産業の創出ということですから、活用できなければ何もならないので、それは取り組んでほしいというふうに思っています。答弁はよろしいです。

(エネルギー政策について)

次に、燃料電池のエネルギー政策についてであります。先ほどお話もありましたが、この産学官が連携して燃料電池の技術の実用化に向けた研究開発や技術相談の開催等がされたということですが、山梨県内の企業のどんな職種、どんな内容でこの協議会で協議されたのか、それを教えてください。

櫻井海外展開・成長分野推進室長　タスクフォースには、県内企業 8 社が参画しております。中心はものづくりですので機械電子産業の企業の方が入ってございます。職種につきましては、そういった産業関係の方、工業技術センターの技術系職員、また研究開発についてはお金が必要であり、いろんな補助金を使いながらというようなこともございますので、そこら辺をアドバイスできるようにということで、やまなし産業支援機構も入ったりして連携して行っております。

以上であります。

齋藤委員　　それで山梨県内の企業として、一体この燃料電池の関係でどの分野が、どのぐらいの分野を受けられる体制にあるのか。やっぱりさっきの話じゃないですが、せっかく開発されたものが大手企業が参入しておりますから、それぞれの地元に持ち帰られてしまうと何もなくなってしまうということがあります。ですから、県内の産業としてどれだけのものが、実際、山梨県内で生産できる技術を持てるのか、その辺を教えてください。

櫻井海外展開・成長分野推進室長　やはり本県の強み、技術の得意なところは機械電子産業であり

まして、削ったり、磨いたり、微細加工したりというようなことでございますので、燃料電池の本体というよりは、その周辺のところに進んでいくことも必要であると考えております。さらには燃料電池を使った新しい製品の研究開発というところに軸足を置いてということを考えております。

以上であります。

齋藤委員 山梨県のものづくり産業の中で、その技術がこの燃料電池の生産に実際、生かされる分野がどのくらいあるのかということですが、その点いかがですか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 山梨大学との共同研究の施設がございます。大学のほうでは燃料電池のコアの部分をやっているわけですが、製品としてまとめていくためには県内企業が有する技術が、必要になっていくと言われておりますので、そういった分野で少しでも県内に新産業が起きるようにということで、今一生懸命頑張っておりますのでよろしく願いいたします。

以上であります。

齋藤委員 実際その技術の実用化に向けて取り組んでいるんだということですから、実際どの分野でどれだけのものが山梨県で実用化されて、山梨県のものづくりの技術が生かされるのかということをはっきり把握しておかなければ、言葉だけで終わってしまうような気がするんですが、その点、部長どうですか。

矢島産業労働部長 燃料電池の分野につきましては非常に発展可能性があり裾野も広い産業に育ち得る、そういうものだというふうに思っております。今、御存じのとおり自動車あるいはエネファームといったようなところに、燃料電池の技術が使われているということでございますけれども、これ以外にも可能性が非常にある新しい技術でございます。具体的にこういうものがという製品のことは申し上げられませんが、県内の企業もそういった新しい技術を使った新しい製品をつくることを一生懸命やっております。可能性のあるものが出てきております。そんなことで、燃料電池本体、またその周辺については可能性があるということで、その可能性が1つでも実現するように私ども支援しておりますし、近い将来、具体的な成果というものが出てくるのではないかとこのように期待をしております。また、そのようにしていきたいと思っております。

齋藤委員 そうするように将来的に非常に展望のあるものですから、とにかくもう山梨県の新産業の分野の1つだということできっちり対策を練って、予算づけをして、産業として伸ばしてもらいたいというふうに思います。

終わります。

(「おもてなしのやまなし観光振興条例」の制定と推進について)

飯島副委員長 主要施策成果説明書、52ページが主になりますが、審査意見書ではおもてなしのやまなし観光振興条例の制定と推進ということで書かせていただきました。横内知事がトップセールスというのはもう珍しくなくて、もうルーティン化しているということで、とてもいいことだと思います。それはもちろんとも直さず新しい観光振興、あるいは観光を中心にして本県を国の内外にセールスしていこうということでもあります。平成23年におもてなし観光振興条例を制定、あるいは、やまなし観光推進計画の策定がありますが、推進計画は平成23年から平成30年まで8年間の計画で間違いはないですか。まず伺います。

塚原観光企画・ブランド推進課長 委員御指摘のとおりでございます。

飯島副委員長 24年度はその2年目ということで、くしくも富士山の世界文化遺産登録があったり、日本で初めての通年の国民文化祭があって、まさにおもてなしを發揮するいい舞台だったと思いますが、この52ページにあります24年度の事業の中でいろんな事業をやっていますけれども、この質問書に書かせていただいているとおり主たるものは、何だったんでしょうか。

塚原観光企画・ブランド推進課長 さまざまな事業に取り組んでおるわけなんですけど、まず第1番目といたしましては、観光客の皆様方と触れ合う機会が一番多い観光事業者を中心にいたしまして、直接こちらから出向きまして条例の説明でありますとか、おもてなしにつきまして推進をお願いすると、そういうことをさせていただいております。実績といたしましては昨年度87カ所に出向きまして、約6,900人の方々に直接呼びかけをさせていただいております。

また、おもてなしの取り組みをみずから宣言していただくという取り組みをしております。昨年度は富士急グループを初めローソンの全店舗、それから、山梨学院、峡南高校の生徒さんの皆さん方、それから、八ヶ岳アウトレットの店舗など、そういう会社であるとか、企業であるとか、それから、生徒さんでありますとか、個人でありますとか、合わせまして748の方々に宣言をしていただいております。それから、その宣言をしていただいた皆様方には、県が作成いたしましたステッカーでありますとか、プレートを交付いたしまして、見やすいところに掲示をしていただいて、日々のおもてなしの確認をしていただくということとあわせて、旅行者の方々にも本県の取り組みをアピールするということをしてございます。

もう一つ、3番目なんですけれども、観光事業者とか自治体が行います研修会に、本県のおもてなしアドバイザーの高野登氏を派遣をいたしまして講演を開くとか、高野さんにラジオ番組に出演をしていただきまして毎週1回おもてなしの番組を放送していると、そのようなことをしております。実績でございますが昨年度は9回の講演会や研修会に高野さんを派遣したということと、ラジオ番組の呼びかけは全部で39回ということで、観光事業者だけではなく広く県民にも呼びかけをさせていただいております。

以上でございます。

飯島副委員長 この中の施策の細かい御回答をいただきましてありがとうございました。一番最初にこのやまなし観光推進計画の策定、8年間の中の24年度は2年目ということでありますから、8年間のロングスパンの計画があると思うんですけれども、この2年目の24年度はの中で、今、御回答があったさまざまな取り組みは予定どおりだったのか、また、その結果は予定どおりだったのか、それとも、予定を上回るものだったのか、その辺はどうだったんでしょうか。

塚原観光企画・ブランド推進課長 予定をしておりました事業は滞りなく実施をしておるわけです。その中で例えば高野さんの講演会を聞かれた方ありますとか、そういう方たちから本県の取り組みにつきまして御意見などを伺っております。それによりますと、県がこういう条例をつくって、県を挙げておもてなしを推進するということは評価ができるというお答えもございまして、改めてまたおもてなしの大切さがわかったでありますとか、おもてなしの取り組みは大切だと思っていたけれども、なかなか身近でそういう取り組みをするのは難しいと、今後もやっていきたいなというお話もございまして、今まで地域づくりの中で自分が活動してきたものに、またこのおもてなしが使えるんじゃないかなというようなお答えもあり、おおむね前向きか

つ好意的な御意見をいただいております。

また、こういうおもてなしの推進につきまして、いろいろな講演でありますとか、お話をする中で実は企業とコラボレーションをするような形の取り組みが新たに始まってございます。これは予定はあまりしてなかったんですが、実は今年度なんかは日本郵便さんが県内の全店舗、220の店舗がおもてなしの宣言をしていただいて、それから、配送するバイクであるとか、車であるとか、そういうものにおもてなしのシールを全部張っていただいたりしています。また、先日、ヤマト運輸さんが配送用のボックスに世界遺産の写真を載せるとともに、このおもてなしのロゴを掲載していただきました。そのような企業とコラボレーションをしながらおもてなしを推進すると、そういう新たな取り組みも少しずつ行っているところでございます。

以上でございます。

飯島副委員長 要約するとおおむね計画とおりで、しかも予定外の企業ともできたという理解をしています。あとこの2番目の質問にもう既に答えてくれたのかなと思っているんですが、この施策のキーワードは県民総参加でのおもてなしということかなと思っているんですね。その県民総参加というのはもちろん大事であります。老若男女大勢いまして、そのおもてなしに対する理解というのがさまざまで、それはとても御苦労するところで、それも課題の1つかなと思っているんですけども、県民総参加でのおもてなしということに対してこういう施策があるんですけど、どういったことを考えて県民総参加であるという定義で、あと課題はどういうものがありましたかお答えいただきたいと思います。

塚原観光企画・ブランド推進課長 委員おっしゃるとおり、県民総参加ということで取り組ませていただいておりますけれども、県民全ての方たちに御理解いただくまでには、当分時間がかかるとは思いますけれども、それを地道にこういう取り組みをやっていくということが先決かなと思うんです。あわせて、おもてなしの心といいますか、県外からいらっしゃる方たちに温かい心で接するというソフトの部分、それに、やはりハードの部分もでございます。例えばトイレの整備でございますとか、案内表示の問題でありますとか、それから電線の地中化の問題でありますとか、そのような環境面でのおもてなしといいますか、そういう景観づくりもあわせて必要かなというふうに考えております。このようなおもてなしの機運の醸成とあわせて、県民それぞれがおもてなしの実践を促していくというためには、やはりその地域ごとに推進の核となるそういう人材育成が、今後の課題かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

飯島副委員長 ありがとうございます。ここの52ページのところには書いてないんですけども、老若男女という意味では子どもも対象にしておもてなしはこういうものだよとか、こういうことをしてもらおううれしいんだよとか、そういうおもてなし体験談募集を24年度はしたというんですけど、その辺について少し御説明ください。

塚原観光企画・ブランド推進課長 昨年度、県外からおいでになられた観光客の方に、おもてなしの体験を募集させていただきました。数多くの応募がございまして、その中から優秀作品を冊子にまとめまして、こんなおもてなしを受けたというものを冊子にして、それを観光事業者でありますとか、学校関係者などにお配りして、おもてなしとは1つの方向だけではなくいろんな方向といいますか、可能性があるということも広く知っていただくような取り組みをさせていただきました。

以上でございます。

飯島副委員長 それはとても大事だと思ひまして、やはり一口におもてなしといつてもどういふことかと、特に子どもとか理解できない場合があるので、たまたま私これ持っているんですけど、これを配布したという理解ですね。これ見ると本当に例えば東京の人が小菅に来て道を聞いたら、すごく親切にしてくれてよかったよとかいふ実例が載っています。こういうものをもっと活用して、子どものころからそういう精神を養うことが大事かなというふうに思っていますので、引き続きお願いしたいと思ひます。

それから、最後ですけれども、なかなか個人差とか地域差がありまして、おもてなしの浸透というのは難しいと思ひますが、リッツ・カールトンにいた高野さんの講演会もとても好評だということなんですが、それを聞いて実際身についたのかどうかということを判断するスケールみたいなもの、何といふか、試験じゃないですけど、理解度といふか、集約度といふものが僕は今後必要かなと思ひますが、24年度そういうことをしたのかどうか、あるいは、今後もしそういうことに関し見解がありましたら、最後の質問ですがお答えいただければというふうに思ひます。

塚原観光企画・ブランド推進課長 高野登さんの講演、非常に感銘を受ける方が多うございまして、全国的に活動されている方ございまして、それぞれ府県ごとにやっぱりそういうおもてなしの関係も含めて、いろんな塾なんかを開いていらっしゃるそうです。それぞれ民間の方たちが主体となって高野登さんを塾長にしながら、いろんなおもてなしの心でありますとか、そういうものを学んでいこうという動きが出てきております。ただ、山梨県の場合はまだ始まったばかりなものですから、まだなかなかそこまでの動きは出てきておりませんけれども、いずれそういう形で民間が動いていただければなというふうには考えております。特にことは富士山の世界遺産でございますとか、それから、リニアの実験走行の再開でありますとか、また来年の春にはNHKの朝ドラマが山梨が舞台になると、そういうことで非常に山梨県注目を浴びています。こういう機会を捉えましてぜひ山梨県を、日本一のおもてなし県にしたいということで取り組んでまいりたいと思ひています。

以上でございます。

(県議会議員の海外視察研修について)

小越委員 まず最初に、私が違法と認めるというところに、議会の海外視察研修の返還がされてないことを述べておきます。部局審査の中でも確認いたしましたので質問いたしませんけれども、私はこれについては観光旅行であり、それを3月19日に地裁が判決を下しましたので、昨年度のうちに返還するべきだったということで私は違法ということで、ここに意見書を書かせていただきました。

(新産業の創出、甲府市中心街活性化における具体的な施策の決算と成果について)

次に、先ほども記載したんですけれども、昨年度の主要な政策の中で新産業の創出、人口定住、甲府市中心街活性化のことについて、ここで担当されている新産業のことと甲府市中心街のことについてお伺いいたします。昨年度、知事の所信表明の中で新産業の創出を重点にしていくというのがありましたけれども、新産業創出ということで昨年ここに予算を重点配分した、こういう事業を特段やったということはどのようなことがあるのでしょうか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 新産業創出に関する具体的な施策ということですが、も

のづくり産業の成長分野への進出を促進するため、県内中小企業が連携して共同事業体とか、共同受注体を目指す取り組みを支援しようということで、成長分野進出促進事業を昨年度行いまして、決算額は377万4,000円となっております。
以上であります。

小越委員 377万4,000円、それはここの主要成果説明書のどこにあるんでしょうか。ちょっとわかりにくくて、この主要成果説明書の前からずーっとこれが全部産業創出だといえそうかもしれませんが、数字をぱっと見る限りでは非常に桁が小さいような気がするんです。今も377万円ということになりますと、知事がそれをどんどんやろうという割には金額が少ないような気がするんですけど、いかがでしょうか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 こちらは補正予算で計上したものでございまして、主要施策成果説明書には掲載がございません。産の6ページをごらんいただきたいと思っております。こちらの下から10段目ぐらいのところに「成長産業創出支援事業」ということで377万4,000円と記載してございます。
以上であります。

小越委員 377万円だけということになりますと、非常にそれで新産業創出にかかわるのかなというふうに私は思うんです。もっと中小企業の先ほどもものづくり、県内の中小企業を応援するのであれば、もっと予算をいろんなところにとっていくべきだと思うんですけども、部局審査のときにもお伺いしましたが、ものづくり産業、この成果説明書3ページのところにありますけど、例えばチャレンジナビゲータの派遣も緊急雇用でやるとか、本来そこはもっとすべきところで、非常に少ないまま行っているような気がします。金融のところにお金に来て当然かもしれませんが、新産業創出というのであればもっと思い切ってこういうところにお金を使うという方針を私は出すべきだったというふうに思っております。
それから、中心市街地の活性化の問題です。成果説明書の27ページ、中心市街地の歩行量、通行量、この計算式がちょっとわからないので教えてもらいたいですけど、マイナス480.2%というのは考えられない指標になっているんですが、これについてはどう考えたらよろしいんでしょうか。

立川商業振興金融課長 ただいまの27ページの成果指標マイナス480%ということでございますけれども、これにつきましてはここに計算式があるとおり、17万2,000人が通行するというのを平成26年度に目標として掲げ、それを基準年度の22年16万7,392人から引いたのを分母としておりますので、この分母が4,600人でございます。現況値のほうは逆に2万2,000人のマイナスになっておりまして、2万2,000対4,600ということで480%ということで、目標値と基準値との差が少なければ少ないだけ、逆に言うと目標を低くしていればこの数値はどんどんマイナスが大きくなるということになっておりますけれども、実際のところ基準値の平成22年と現況値を比較しますと13.2%の減ということでございます。

小越委員 計算式、その目標の立て方がちょっと、辛過ぎたとかで、13.2%確かに減っているということなんですけど、昨年度中心市街地の活性化を掲げたという割に、この次のページのところに3つしかないというか、予算上は2つなくて3つということになりますと、中心市街地の活性化にどのくらい考えてやったのかというのが疑問に思ってしまうんです。それで今13.2%の減少ということになりますと、

今後も甲府市の中心市街地をやるんだという知事の主要課題がありますけれども、この3つの指標だけでいくと、特に通行量だけでいきますともっとマイナスになっていくのかなという心配があります。例えば空き店舗の話ですとか、定住人口とか、そういうところの指標とかいうものはないんでしょうか。

立川商業振興金融課長 こちらの指標につきましては個別の28ページに実際の事業が幾つかございます。それぞれ中心市街地の活性化の促進ですとか、そういったところの表現をよく検討してまいりたいと思います。

小越委員 表現はともかくですけど、その3つの施策に向かって何をどうしていこうとしているのかが、これだけでは余りに展望が見えてこないんです。中心市街地を頑張るといってこれだけかというのもあると、この後、では、書き方を変えますといったのでは、中心市街地の活性化にならないと思うんです。中心市街地活性化は主要の3つの課題の1つですから、今後ももっと力を入れて金もつける、人もつける、知恵も出すという方向でぜひ取り組んでもらいたいと思います。

(雇用対策について)

最後に、雇用の問題です。部局審査のときもお伺いしました。就業体験事業、雇用対策ですけども、就業体験事業で7割の方が就職できたという部局審査で答弁がありますけれども、正社員としてどのくらい就職できたのでしょうか。

半田労政雇用課長 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業によりまして、成果説明書にありますとおり2,362名の雇用をいたしました。平成24年度に終了しました事業で雇用しました人数は、そのうち1,946名となっております。さらにこのうち継続雇用された者は879名、45.2%でございます。それから、就職の未定等の者は1,067名で54.8%となっております。継続雇用された者のうち研修を受け入れてくれました企業で、正社員として雇用された者は227名、11.7%でございます。ちなみに非正規社員として雇用された者は330名ということで17.0%となっております。

もう一つ、労政雇用課執行分の就業体験事業によりまして雇用された状況でございますけれども、平成24年度に雇用した人数は385名となっております。このうち正規社員として継続雇用された者は152名で39.5%、非正規社員として継続雇用された者は103人で26.8%となっております。

小越委員 そうしますと、緊急雇用で2,300人、雇用を拡大したと言っておりますけれども、実際のところ継続して働いているのは900人欠けるくらい、正社員が200人余になる、この11.7%というのは1,946人に対する数字だと思うんですけど、雇用拡大したといっても正社員じゃない。そして就業体験でも385人に対して大体4割くらいしか正規社員として雇えないということになりますと、雇用が本当に定着して安定していつているのかと非常に疑問なんです。この2,300人くらい拡大したというんですけども、先日の新聞なんかにも非正規労働者が山梨県は4割ということがありました。例えば非正規労働者から正規の職員に変えるというような、そういう働きかけの事業は24年度にどのようなものがあったんでしょうか。

半田労政雇用課長 24年度で非正規労働者から正規労働者への転換につながるような支援事業でございますけれども、なかなか企業側が厳しいコストカットの中で、簡単に正規労働者への転換というのは進まない状況がある中で、県といたしましてもジョブカフ

エやまなし求職者総合支援センターにおける適性診断、キャリアカウンセリングを通じまして就労の支援を行ってきたところであります。また、さまざまな合同就職面接会などを開催いたしまして、就労機会の提供を行ってまいりました。さらには、今申し上げました緊急雇用の事業を使いまして雇用の創出を図ってまいりました。加えて、事業主への支援の制度ということで、国におきましては助成制度がございますので、そういったものの周知・広報を県としても積極的に行ってきたところであります。

以上でございます。

小越委員

やはりこの書き方の問題ですけど、雇用が2,300人拡大したというよりも、正社員としてどのくらい定着したかということも含めての実績でないと、2,300人くらい新たに雇用が生まれたと、ちょっと誤解を招くというか、数字が違うと思いますので、私は正規社員として、そしてちゃんと残業代も払ってもらおうという、そこまで確認するような雇用拡大につなげるようにしていただきたいという意見を申し述べて終わります。

(アイメッセ山梨の駐車場について)

土橋委員

一番最初の質問で高野委員の産業支援機構、アイメッセ山梨のところで、質問させていただきます。部長の答弁の中に産業支援機構の事業の中に、指定管理としてあそこからの使用料として1億円くらいの収入があるという話、また、その中の1,000万円は県がまたいただいているんだよというような話、それはそういう理解でよろしいのでしょうか。

矢島産業労働部長 そのとおりでございます。

土橋委員

物すごくありがたい話だな、でも、70億円建設にかけたから前の企業局と同じように、回収に100年かかるねという話がありましたけど、それは産業支援機構がいるんならやらなければならない事業をかわりにやってもらっているとか、そういうところで使っていただいているんだから問題はないかと思うんですが、産の5ページにあります「アイメッセ山梨運営費」というところで2500万円というお金が出ているわけなんですけど、これについて2,200万円ぐらいは回りの隣の駐車場等の借上料だよというような話でしたが、それはそれでまたよろしいのでしょうか。

石原産業政策課長 そのとおりでございます。

土橋委員

ということになると、ちょっと調べてなくて申しわけないんですけども、かなり十何年前にアイメッセがオープンしたときに例えばこの二千何百万円、あと300万円ぐらい違う用途になるかもしれませんが、を払って、幾らで借りているのが今10年たって、多少安くなっているんだよとか、借りたままそうなんだよという話になると、じゃ、返済100年かかるねという話の中で、1,000万円は県がもっているんだけど、二千何百万円というのは、また、100年間ずーっと払い続ける地代なのかということがちょっと気になったもんですから、その辺のところを教えてください。

矢島産業労働部長 アイメッセの駐車場、当初の取得した敷地では足りない部分がございますして、周辺の土地を取得するという考えもあったんですが、なかなか地権者との交渉がまとまらずに借りるという形でやった部分もあると。その部分は県の施設ということ

でございますので、県のほうでその地代を支払っているということでございますので、アイメッセが存続する以上はその費用については支払いを続けるということになると思います。

土橋委員

二千何がし払っているんですけど、私あの近くにいるものですからよく見るんですけど、本当に使っていることがほとんどないというか、何かの催し物があったときだけ、月に1回もあるのかなというようなところだから、駐車場はアイメッセでしか使ってないと思うんですね。だから、その辺のところを二千幾つがもう何年もずっと続いてきていると思うんですけど、改善の余地があるとしたらその辺も少しは組み入れていったほうがいいんじゃないか。まごまごすると1カ月に一度も使ってないような感じも受ける駐車場だと思いますから、その辺のところをお願いします。

矢島産業労働部長 実態はよく調べてみますけれども、聞いたところでは年間の稼働日数が約350日、年末年始を除いてずっとオープンしておりますが、その約半分、50%、170日余りはあの施設の利用がございまして、駐車場の必要性があるということでございます。その催し物が小さい場合もあるかもしれませんが、全部が全部170日が満車ということではないとは思いますが、やはり大きな集客をする事業もたくさんございますので、駐車場の規模としては現在の規模が必要なのかなというふうに思っております。

以上です。

以 上

決算特別委員長 桜本 広樹